

厚生労働行政推進調査事業費補助金  
厚生労働科学特別研究事業

盲ろう児者に対する日常生活用具の支給及び活用実態の調査

令和6年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 奈良 里紗

令和7（2025）年 5月

## 目 次

### I. 総括研究報告

盲ろう児者に対する日常生活用具の支給及び活用実態の調査-----1 大阪教育大学 奈良里紗	1
--	---

### II. 分担研究報告

1. 盲ろう児者に対する日常生活用具の支給及び活用に関する実態調査 —盲ろう当事者への質問紙調査を中心に— -----3 山形大学 池田彩乃 (資料) 盲ろう当事者への質問紙	3
2. 盲ろう児者に対する日常生活用具の支給基準に関する実態調査 -----27 大阪教育大学 奈良里紗 (資料1) 本調査にご協力いただいた市区町村の一覧 (資料2) 盲ろう児者に対する日常生活用具の支給及び活用実態の調査 「質問紙」回答シート	27
3. イギリスにおける盲ろう児者に対する支援機器の支給に関する視察報告--- 58 大阪教育大学 奈良里紗	58

III. 研究成果の刊行に関する一覧表 -----61	61
-----------------------------	----

IV. 倫理審査等報告書の写し -----62	62
-------------------------	----

厚生労働行政推進調査事業費（厚生労働科学特別研究事業）

（総括）研究報告書

盲ろう児者に対する日常生活用具の支給及び活用実態の調査

研究代表者 奈良 里紗 国立大学法人大阪教育大学総合教育系特別支援部門准教授

研究要旨

本研究は、盲ろう児者への日常生活用具や支援機器の提供体制について、当事者調査（研究1）、自治体調査（研究2）、イギリス視察（研究3）の三点から実態を明らかにし、課題と改善点を検討することを目的とした。

研究1では、点字ディスプレイなどの複数支給や修理の必要性が強く示された一方、研究2では、こうした支援がほとんどの自治体で制度化されていないことが判明した。また、支給条件や金額に地域差が大きく、見直しにも困難を感じている自治体が多かった。

研究3では、イギリスではMSI教員が専門的アセスメントを行い、個別ニーズに応じて柔軟な支援機器の提供が行われており、教育・医療・福祉の連携体制も整っていた。

これらを踏まえ、日本では日常生活用具制度が一定の支援枠を提供しているが、個別ニーズに応じた運用や専門的支援体制が不足しており、柔軟かつ包括的な制度設計への改善が求められる。

研究分担者 池田 彩乃  
国立大学法人山形大学  
地域教育文化学部准教授

A. 研究目的

本研究は、視覚障害と聴覚障害を併せもつ盲ろう児者に対する日常生活用具の支給制度と支援機器提供の実態を、①当事者調査（研究1）、②全国の市区町村における制度運用の調査（研究2）、③イギリスの支援制度の視察（研究3）の3つの視点から明らかにすることを目的とした。これにより、盲ろう児者の個別ニーズに対応可能な制度設計の課題と改善に向けた方向性を検討する。

B. 研究方法

研究1では、盲ろう当事者111名を対象とした質問紙調査を実施した。参加者は全国の盲ろう者団体を通じて募集され、点字データ版や音声読み上げ対応テキスト版など、アクセシビリティに配慮した調査票を用いて郵送およびオンラインにて配布・回収した。調査内容は、日常生活用具の使用状況、使用目的、入手経路、複数台の使用の有無、修理経験、制度利用における困難など多岐にわたる。

研究2では、全国1741市区町村（東京23区含む）を対象に、厚生労働省の調査・照会（一斉調査）システムを用いて質問紙を送付した。開封した自治体数は1118（64.2%）、そのうち有効回答が得られたのは378自治体（21.7%）であった。調査項目には、支給種目、支給金額、耐用年数、年齢制限、等級

要件、修理の有無、複数支給の可否、見直しの頻度、見直し時の課題などを含む。

研究3では、2024年11月にロンドン、バーミンガム、グラスゴー、エディンバラを訪問し、特別支援学校、盲ろう児者の支援団体（Deafblind Scotland, RNIB Scotland）、バーミンガム大学の研究者、現地の当事者家族等に対してインタビューおよび施設視察を実施した。録音や写真撮影はその都度許可を得て行い、得られた情報は匿名化した上で整理・分析された。

（倫理面への配慮）

研究1の調査は、山形大学地域教育文化学部倫理委員会にて審査し、山形大学地域教育文化学部長の許可を得た上でインフォームド・コンセントのもとで実施された。

（承認番号 2024-12）

研究2と研究3の調査は、大阪教育大学の倫理審査委員会の承認を受け、インフォームド・コンセントのもとで実施された。

（承認番号 24121）

C. 研究結果

研究1では、点字ディスプレイや拡大読書器、音声式体温計、活字文書読み上げ装置などの複数の日常生活用具を併用している事例が多く、特に点字ディスプレイは教育・就労・生活のあらゆる場面で必要不可欠とする声が多く寄せられた。また、使用中の機器の修理対応や予備機器の確保が困難であること、申請手続きや情報取得に苦労している実態も明らかとなった。

研究2では、点字ディスプレイを支給している市区町村が376件と高い一方で、複数台支給を認めているのは5.05% (19自治体)、修理費支給はわずか2.66% (10自治体)にとどまった。年齢制限、障害等級の要件、耐用年数、基準額の設定などにもばらつきが見られ、自治体間の支給基準の格差が明らかとなった。また、日常生活用具の種目や基準額の「見直し頻度」については、「随時」が69.3%と最も多く、「これまで見直しを行っていない」とする自治体も11.9%に上った。見直しの際に困難と感じる点としては、「基準額算出の根拠が不明」「新規種目の判断が難しい」「周辺自治体との連携や調整に時間がかかる」「職員の知識不足」などが多く挙げられた。

研究3では、イギリスにおいてMSI (Multiple Sensory Impairment) 資格を持つ教員が中心となり、当事者のニーズに基づく専門的アセスメントを実施した上で、支援機器の選定と提供を行っていた。支給は地方自治体との交渉のもと、個別予算内で実施され、種目リストに縛られることなく、点字ディスプレイ、スマートスピーカー、視線入力装置、振動によるフィードバック装置などが柔軟に提供されていた。特に、進行性の障害を前提とした予防的支援、0～25歳を対象としたEHCP (Education, Health and Care Plan) 制度に基づく包括的支援の体制は、日本との大きな違いであった。

#### D. 考察

研究1・2を通じて、盲ろう児者にとって必要不可欠とされる日常生活用具が、現行制度の中では必ずしも十分に提供されていないことが明らかになった。複数支給や修理対応に制限があることで、実用上の支障や生活上の不安を抱える事例が多く見られた。また、自治体間の支給条件のばらつきが、居住地による支援格差を生み出している。

加えて、制度運用を担う市区町村の側においても、新技術への対応や情報収集、基準の見直しの負担など、専門性・マンパワーの不足による困難が見られた。とりわけ、盲ろう者のように対象者が少数である場合、制度整備が後回しになる傾向がある。

一方で、研究3で示されたイギリスの制度は、専門的アセスメントを基礎とした柔軟な機器提供と、教育・福祉・医療の連携による包括的支援が特徴であり、制度の柔軟性と専門性において日本との対照をなしている。MSI教員のような専門人材の育成や、支援機器の支給判断における専門的関与の仕組みは、日本の制度改善に資する具体的示唆を提供している。

#### E. 結論

日本では「盲ろう」が視覚障害と聴覚障害の重複として定義されており、MSIのような盲ろう特化の専門職制度は存在していない。また、日常生活用具制度は一定の支援機器を提供できる体制として機能しているが、その運用は自治体に委ねられており、支給の可否・金額・条件における地域間格差が顕著である。

とりわけ、点字ディスプレイのように高額かつ継続使用が必要な用具については、複数支給や修理対応が制度化されていないことは、当事者の学習・就労・生活の保障を著しく制限する要因となっている。

今後は、イギリスのように障害の進行を見越した予防的支援、種目に縛られない機器支給、専門職によるアセスメント体制の構築といった観点から、より柔軟かつ専門性の高い制度設計が求められる。併せて、日本独自の制度である日常生活用具制度の枠組みを活かしつつ、盲ろうという特性に応じた対応の再構築が必要である。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

1. 論文発表  
なし
2. 学会発表  
なし

#### H. 知的財産権の出願・登録状況 (予定を含む。)

1. 特許取得  
なし
2. 実用新案登録  
なし
3. その他  
なし

厚生労働行政推進調査事業費（厚生労働科学特別研究事業）

（分担）研究報告書

盲ろう児者に対する日常生活用具の支給及び活用に関する実態調査

—盲ろう当事者への質問紙調査を中心に—

研究分担者 池田 彩乃 国立大学法人山形大学 地域教育文化学部准教授

本研究は、視覚障害と聴覚障害をあわせ有する盲ろう者が使用する日常生活用具の支給状況と活用実態を明らかにし、制度改善への示唆を得ることを目的とした調査を実施した。全国の盲ろう者 112 名から回答を得た結果、視覚障害者用の日常生活用具は支給率が高い一方、聴覚障害者用や盲ろう者特有のニーズに対応する日常生活用具の支給については不十分であった。特に、情報の行き届かなさや、耐用年数の設定、修理費の自己負担、自治体による運用差等が大きな課題として挙げられた。これらの結果から、耐用年数の実態に即した見直しの必要性、修理費用に対する支援の在り方、情報提供体制の充実が検討課題として位置づけられることが示唆された。

A. 研究目的

2012年に実施された「盲ろう者に関する実態調査」（全国盲ろう者協会）によれば、盲ろう者（視覚と聴覚の重複障害者）として障害者手帳の交付を受けている者は13,952人で、障害種別の中で最も人数が少なかった。そのため、盲ろう児者が必要とする日常生活用具には何があるのか、また、彼らがそれらを活用してどのように社会参加をしているのか、その実態は明らかにされていない。令和5年には、「盲ろう者が独力で使用できる点字ディスプレイ（「ブレイルセンス」等の情報端末も含む）に関する要望書」が厚生労働省に提出されたものの、実情に関する全国的な調査は少ないのが現状である。日常生活用具は補装具同様に障害児者が利用する重要な福祉用具であるが、支給基準を国が定めている補装具に対し、日常生活用具では具体的な給付の基準を市区町村が定めていることから、盲ろう児者のように全国的にも少ない障害者に対しては、市区町村単位での基準の見直し等が困難であると考えられ、盲ろう児者に対する日常生活用具給付のためのノウハウの蓄積も難しい状況にあることが推察される。

そこで、本研究では盲ろう者が普段の生活においてどのような日常生活用具を使用し、どのように活用しているのかについて明らかにすることを目的とする。日常生活用具の使用や活用の実態や、当事者の方々が抱える悩みや課題について具体的に整理することにより、より良い日常生活用具支

給において抱える課題の解決の一助とするための資料を提供する。

B. 研究方法

1. 対象者

視覚障害と聴覚障害をあわせ有する盲ろう者。

2. 調査協力依頼の方法

調査実施にあたっては、以下の手続きで回答を募った。なお、アンケート用紙は本報告書の末尾に掲載した（資料）。

- ① 全国盲ろう者協会へ協力を依頼し、会員260名へメールでの調査依頼を行った。（2024年9月）
- ② 全国盲ろう者協会から、全国の盲ろう者友の会50か所へ拡大版のアンケート調査用紙3部と点字版のアンケート用紙（希望する友の会のみ）を郵送し、再度調査依頼を行った。（2024年11月）
- ③ 盲ろう者の支援に携わっている方（2名）に、協力をお願いし、盲ろう者の紹介または回答の補助を依頼した（5名分）。（2024年11月）
- ④ 研究代表者より視覚障害者団体に対し、メールにて調査の周知、依頼を行った。（2024年12月）
- ⑤ 点字毎日（新聞）において調査の協力記事を掲載していただいた。（2024年12月）
- ⑥ 日常生活用具の販売に携わる会社4社及び会員数の多い友の会2団体（東京都、千葉県）に対し、調査協力の依頼

を行い、利用者へアンケート協力を呼びかけてもらった（2024年12月）。

### 3. 回答方法

盲ろう者は文字の読み書きに対して、個々に適した方法を使用しているため、以下の4通りでの回答方法を用意した。

- ① メール本文に張り付けて回答する方法
- ② メールにテキストファイルを添付し、回答する方法
- ③ 拡大した文字でのアンケート用紙を郵送し、用紙に記入する回答方法
- ④ 点訳したアンケート用紙を郵送し、点字で回答する方法

### 4. 倫理面への配慮

本研究に関して利益相反はない。本研究は、山形大学地域教育文化学部倫理委員会にて審査の上、山形大学地域教育文化学部長の許可を得た上で実施した（承認番号2024-12）。調査の実施にあたり、以下の点について事前に周知し、アンケート用紙上で同意を得てから回答をお願いした。

- 調査は全て匿名で行い、ご回答いただいた結果は統計的に処理され、学術的な目的以外に使用しないこと。プライバシーに関する事柄が外部に漏れることは一切ないこと。
- 調査へのご協力は、自由に判断することができること。調査協力を断ったとしても、ご本人の不利益になることは一切ないこと。回答したくない内容に関しては答えなくて良いこと。回答内容に関する不利益は一切ないこと。
- アンケートは匿名で処理するため、回答後の同意撤回はできないこと。

### 5. 実施時期

令和6年9月から令和7年1月

## C. 研究結果

### 1. 回答数

112名から回答が得られ、全回答について分析対象とした。

### 2. 回答者の基本属性

(1)回答者の居住地域:回答者の居住地域について図1に示した。北海道地方5名、東北地方6名、関東地方27名、中部地方18名、関西地方17名、中国地方9名、四国地方16名、九州地方6名、沖縄地方0名、未回答8名であっ

た。

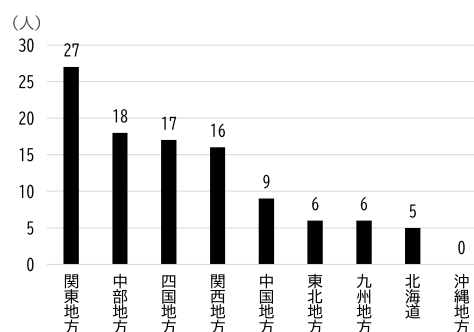


図1 居住地域

(2)性別:女性51名、男性46名、回答無し15名であった。

(3)年齢:平均年齢60.3歳であった。

(4)障害の状態:盲・全ろう25名、全盲・難聴32名、弱視・全ろう24名、弱視・難聴31名であった。

(5)読み書き手段:墨字使用46名、点字使用52名、その他36名であった。(複数回答可)その他に挙げられた手段としては、PCの活用14名、通訳介助者や家族等の代読や代筆8名、音声の活用4名、触手話4名、手のひらに墨字を書く2名、指字2名、独自のサイン1名、スマートフォンアプリの活用2名、手話1名、読み書き不可1名であった。

(6)会話手段:音声復唱通訳49名、手話31名、触手話39名、指字23名、その他31名であった。(複数回答可)その他に挙げられた手段としては、筆談(要約筆記、手のひら書き、音声文字化アプリ等)21名、口話(ICレコーダーや補聴器の使用等を含む)13名、独自のサイン1名、点字1名であった。

(7)障害者手帳:障害者手帳の有無について、視覚障害者手帳を有すると回答したのは105名、無しが5名、未回答が2名であった。聴覚障害者手帳を有すると回答したのは99名、無しが12名、未回答が1名であった。その他の手帳を有すると回答したのは19名、無しが82名、未回答が11名であり、手帳の種類としては、療育手帳(4名)、身体障害者手帳(10名)であった。

(8)社会参加状況:社会参加状況について、図2に示した。平日の日中の過ごし方を、「仕事」「障害者向けの通所サービス」「病院や介護施設の通所サービス」「サークル等の外での活動」「主に家で過ごす(家事・育児・介護等含む)」「その他(自由記述)」から回答を

求めた（複数回答可）。最も多かったのは、「主に家で過ごす(家事・育児・介護等含む)」で35名、次いで「仕事」29名、「サークル等の外での活動」24名、「障害者向けの通所サービス」17名、「病院や介護施設の通所サービス」1名、「その他」10名であった。「その他」には、友の会の役員としての活動5名、学生1名、施設入所1名であった。

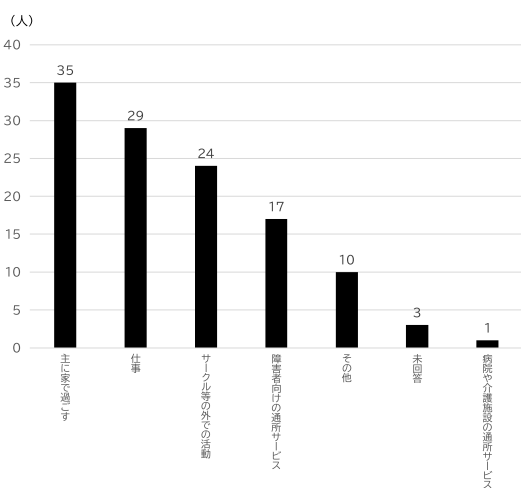


図2 社会参加状況

(9) 仕事の有無と内容：仕事の有無について尋ねた。有りが38名、無しが70名、未回答が4名であった。仕事内容については、マッサージ・按摩・針灸師等が12名、障害者就労支援B型5名、教育関係（教員、講演会講師等）

4名、福祉・介護関係が4名、販売・営業関係が3名、事務関係2名、団体職員2名、金融関係2名、フリーランス2名、農業関係1名、製造関係1名、通訳1名であった（仕事内容の未記入、複数回答有）。

(10) 自立度：日常生活の自立度について図3に示した。「手紙などの文字を読むこと・書くこと」「図書やインターネットから情報を収集すること」「身近な人（家族等）とコミュニケーションを取ること」「初対面の人とコミュニケーションを取ること」「家の外で歩いたり階段を上ったりすること」「体重・体温・血圧などの健康管理を行うこと」について、「日常生活用具を使用しないで自立している。」「日常生活用具を使用して自立している。」「日常生活用具の使用に加えて、人的サポートを必要としている。」「人的サポートのみ（適切な日常生活用具がない、使用できない等を含む）」の4つの選択肢から回答を求めた。その結果、「身近な人（家族等）とコミュニケーションを取ること」についてが、最も自立度が高く、「日常生活用具を使用しないで自立している」と回答した回答者が45名であった。次いで、「初対面の人とコミュニケーションを取ること」が27名、「図書やインターネットから情報を収集すること」が23名、「体重・体温・血圧などの健康管理を行うこと」が20名、「家の外で歩いたり階段を上ったりすること」が15名、

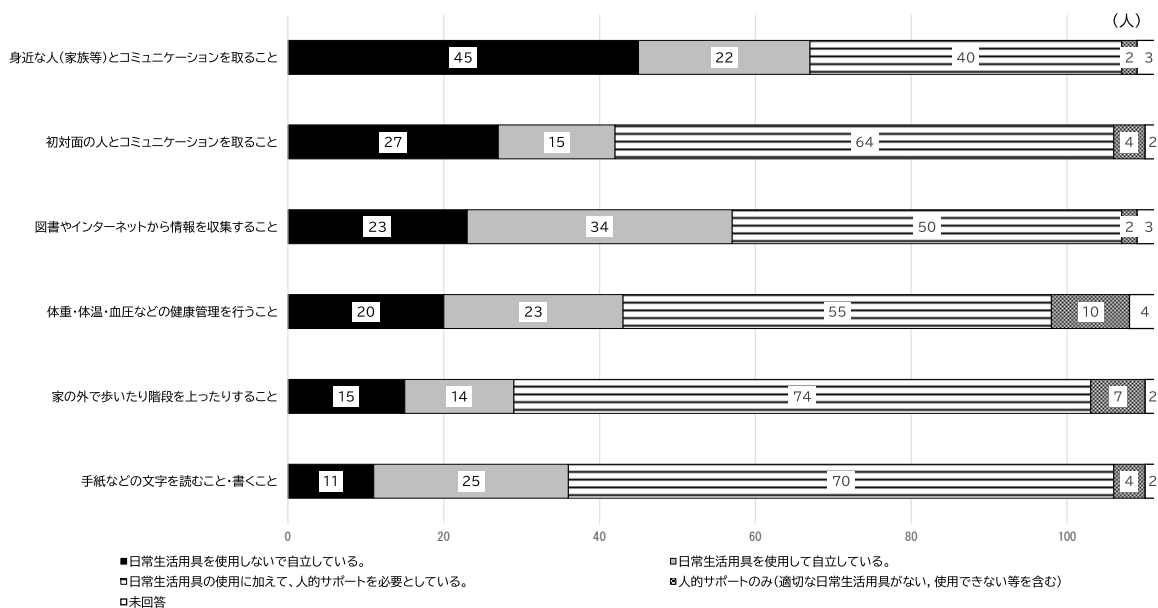


図3 日常生活の自立度

「手紙などの文字を読むこと・書くこと」が11名であった。「図書やインターネットから情報を収集すること」については、「日常生活用具を使用して自立している」と回答した人が34名であり、日常生活用具の重要度が高いといえる。一方で、「家の外で歩いたり階段を上ったりすること」や「手紙などの文字を読むこと・書くこと」については、「日常生活用具の使用に加えて、人的サポートを必要としている」と回答した人がそれぞれ74名、70名と多く、日常生活用具のみならず人的支援の重要性を指摘できる。また、適切な日常生活用具がなかったり、使用できなかったりするために人的サポートに頼らざるを得ないこととして、「体重・体温・血圧などの健康管理を行うこと」が最も多かった（10名）。

### 3. 日常生活用具の支給状況

現状、盲ろう者に対して支給される日常生活用具は明示されていないため、視覚障害者及び聴覚障害者に対して支給される日常生活用具21種類を選択肢として提示し、それぞれについて、「a. 支給枠があり、支給してもらった」「b. 支給希望はあるが、支給枠がない」「c. 支給枠はあるが、支給してもらっていない」「d. この日生具を知らない」の4択で回答を求めた。その結果を表1に示した。提示した21種類の日常生活用具は以下の通り。

①点字情報端末、②盲人用ポータブルリーダー、③盲人用時計、④点字タイプライター、⑤点字ディスプレイ、⑥盲人用電卓、⑦スクリーンリーダーの点字化アプリケーション（ブレイルワークスネオ等）、⑧盲人用体温計（音声式）、⑨盲人用血圧計（音声式）、⑩視覚障害者用拡大読書器、⑪電磁調理器、⑫盲人用体重計、⑬点字図書、⑭歩行時間延長信号機用小型送信機、⑮視覚障害者用活字文書読上げ装置、⑯障害者用パーソナルコンピューター周辺機器及びアプリケーションソフト、⑰視覚障害者用地上デジタル対応ラジオ、⑱聴覚障害者用通信装置、⑲聴覚障害者用屋内信号装置、⑳聴覚障害者用情報受信装置、㉑デジタル補聴援助システム（ロジャー等）

#### (1) 支給率の高い日常生活用具

結果において、「a. 支給枠があり、支給してもらった」日常生活用具として上位に

挙げられた5品目は以下の通りであり、5品目のうち、4品目が視覚障害者に対する日常生活用具であった。盲人用時計（61名）、視覚障害者用拡大読書器（44名）、点字ディスプレイ（34名）、盲人用ポータブルリーダー（30名）、障害者用パーソナルコンピューター周辺機器及びアプリケーションソフト（30名）

#### (2) ニーズはあるが、支給率が低い日常生活用具

結果において、「b. 支給希望はあるが、支給枠がない」日常生活用具として上位に挙げられた6品目は以下の通りである。なお、同数が4品目あったため、6品目を掲載した。6品目のうち、3品目が聴覚障害者に対する日常生活用具であり、視覚障害者に対する日常生活用具に比べて、回答者数は少ないが、ニーズに対して支給が行き届いていない可能性があることが分かった。

デジタル補聴援助システム（ロジャー等）

（11名）、盲人用体重計（10名）、聴覚障害者用屋内信号装置（8名）、電磁調理器（8名）、盲人用血圧計（音声式）（8名）、聴覚障害者用情報受信装置（8名）

#### (3) 支給枠があるが支給してもらっていない日常生活用具

結果において、「c. 支給枠はあるが、支給してもらっていない」日常生活用具として上位に挙げられた5品目は以下の通りである。点字タイプライター（45名）、点字図書（43名）、盲人用血圧計（音声式）（43名）、視覚障害者用活字文書読上げ装置（40名）、電磁調理器（39名）

#### (4) 認知度の低い日常生活用具

結果において、「d. この日生具を知らない」と回答された日常生活用具として上位に挙げられた7品目は以下の通りである。なお、同数が3品目あったため、7品目を掲載した。この項目に関しては、設問が適切ではなく、日常生活用具そのものを知らなかったという回答もあれば、支給枠があるかわからないという回答も含まれている可能性が考えられる。日常生活用具について、そのものの認知度や支給可能か否かについての認知度があがることで、使用希望者も増えることが予想される。当事者にもどのような日常生活用具が支給可能であり、どのように使用できるのかについて、周知

していく必要がある。歩行時間延長信号機用小型送信機(47名)、聴覚障害者用通信装置(42名)、聴覚障害者用情報受信装置(41名)、スクリーンリーダーの点字化アプリケーション(ブレイルワークスネオ等)(38名)、視覚障害者用地上デジタル対応ラジオ(34名)、盲人用電卓(34名)、デジタル補聴援助システム(ロジャー等)(33名)

(5)その他に記載された支給されている日常生活用具

選択肢以外の日常生活用具で、支給されているものについて自由記述で回答を求めた。回答は39名から得られたが、白杖(27

名)、眼鏡(遮光眼鏡、暗所視支援眼鏡等)(11名)、補聴器(6名)等については、補助具に分類されるため、除外した(複数回答可)。点字器(3名)、触読式振動時計(1名)、点字シール(1名)、点字版(1名)、アイフォーン用の点字キーボード(1名)、特殊寝台(1名)、排泄管理支援用具(1名)、デイジー図書対応再生機(1名)、OCR(光学式文字認識)(1名)、室温計(音声型)1名、音声置時計(1名)、タッチボイス(1名)

4.重要だと思う日常生活用具

現在支給されている日常生活用具の中で、特に重要だと思うものを3つまで選ん

表1 日常生活用具の支給状況 (人)

	a	b	c	d	未回答
点字情報端末	27	6	34	23	22
盲人用ポータブルレコーダー	30	4	31	23	24
盲人用時計	61	3	29	4	15
点字タイプライター	25	5	45	14	23
点字ディスプレイ	34	4	35	18	21
盲人用電卓	7	6	37	34	28
スクリーンリーダーの 点字化アプリケーション	16	5	29	38	24
盲人用体温計(音声式)	23	6	36	22	25
盲人用血圧計(音声式)	14	8	43	24	23
視覚障害者用拡大読書器	44	5	32	7	24
電磁調理器	15	8	39	22	28
盲人用体重計	24	10	34	21	23
点字図書	24	1	43	19	25
歩行時間延長信号機用小型送信機	4	5	30	47	26
視覚障害者用活字文書読上げ装置	17	3	40	25	27
障害者用PC周辺機器及び アプリケーションソフト	30	4	23	32	23
視覚障害者用地上デジタル対応ラジオ	9	7	37	34	25
聴覚障害者用通信装置	13	4	30	42	23
聴覚障害者用屋内信号装置	19	8	30	32	23
聴覚障害者用情報受信装置	8	8	31	41	24
デジタル補聴援助システム	23	11	19	33	26

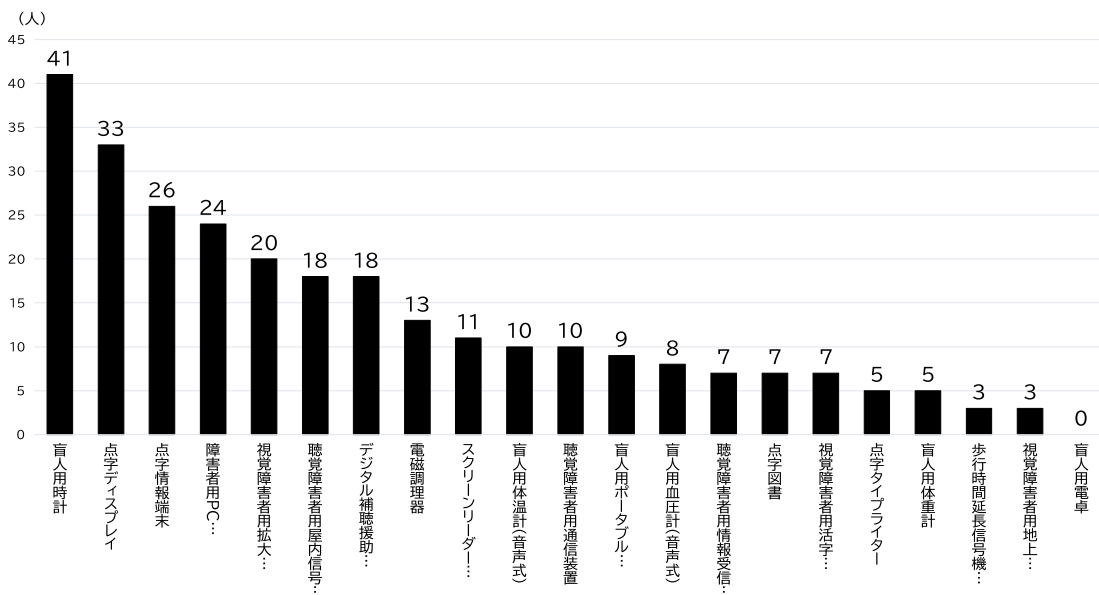


図4 重要だと思う日常生活用具

で回答を求めた。結果を図4に示した。最も重要度が高かったのは、盲人用時計（41名）であり、以下は点字ディスプレイ（33名）、点字情報端末（26名）、障害者用パーソナルコンピューター周辺機器及びアプリケーションソフト（24名）、聴覚障害者用屋内信号装置（20名）、視覚障害者用拡大読書器（18名）、デジタル補聴援助システム（ロジャー等）（18名）、電磁調理器（13名）、スクリーンリーダーの点字化アプリケーション（ブレイルワークスネオ等）（11名）、盲人用体温計（音声式）（10名）、盲人用ポータブルレコーダー（10名）、聴覚障害者用通信装置（9名）、盲人用血圧計（音声式）（8名）、視覚障害者用活字文書読上げ装置（7名）、聴覚障害者用情報受信装置（7名）、点字タイプライター（7名）、盲人用体重計（5名）、点字図書（5名）、歩行時間延長信号機用小型送信機（3名）、視覚障害者用地上デジタル対応ラジオ（3名）、盲人用電卓（0名）であった。

#### 5. 日常生活用具についての活用頻度

日常生活用具21品目について、活用頻度を「1日中使用している」「就寝時間以外はほとんど使用している」「半日程度使用している」「2日に1回程度使用している」「1週間に1回程度使用している」「1か月に1回よりも少ない程度で使用している」の選択

肢で回答を求めた。活用品だが最も高い「1日中使用している」から活用頻度が最も低い「1か月に1回よりも少ない程度で使用している」までで6点～1点を割り当て、回答者数と得点を掛け合わせて活用頻度得点として算出した。（理論上の最大値6点×112名=672点）なお、使用していない場合は空欄となるため、回答者数にはばらつきが生じた。

活用頻度得点の上位10品目を図5に示した。活用頻度得点が高かった上位10品目は以下の通り。盲人用時計、点字ディスプレイ、点字情報端末、障害者用パーソナルコンピューター周辺機器及びアプリケーションソフト、デジタル補聴援助システム（ロジャー等）、聴覚障害者用屋内信号装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用ポータブルレコーダー、点字図書、スクリーンリーダーの点字化アプリケーション（ブレイルワークスネオ等）

#### 6. 日常生活用具の支給に関する困りごと

##### (1) 困りごとの有無

日常生活用具の支給に関して、困った経験の有無について尋ねた。選択肢は、先行研究や「盲ろう者が独力で使用できる点字ディスプレイ（「ブレイルセンス」等の情報端末も含む）に関する要望書」等を参考に、「支給基準（等級）によってほしい日常生活用具がもらえなかったことがある

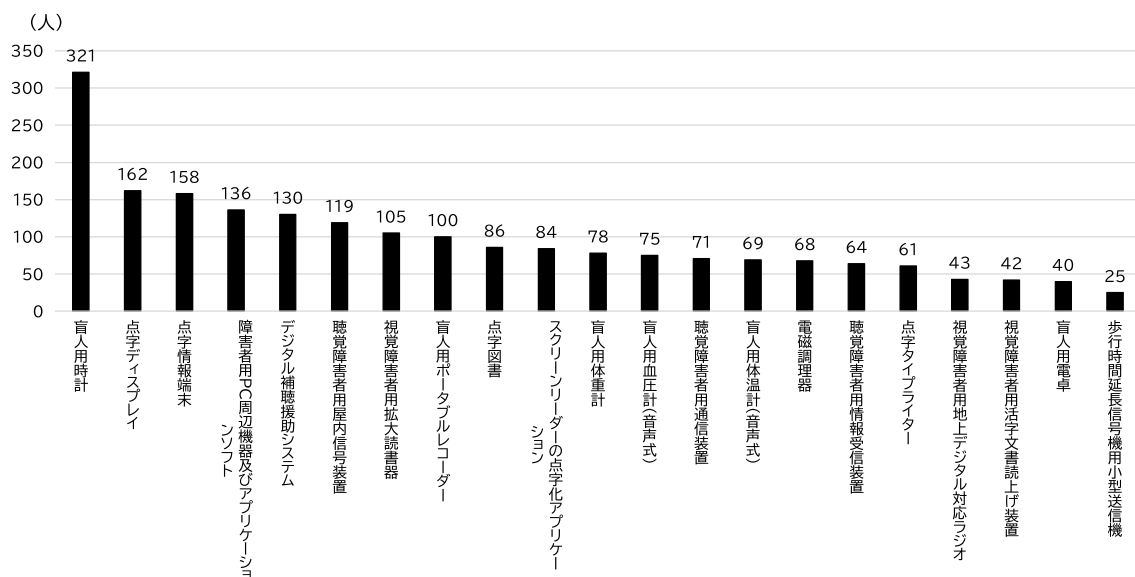


図5 日常生活用具の活用度得点

(等級)」「日常生活用具の支給額が足りず困ったことがある(支給額)」「自治体によって支給額や支給基準に差があり、統一してほしいと感じている(自治体差)」「支給に関わる手続きで困ったことがある(手続き)」「支給される日常生活用具が必要な台数支給されずに困ったことがある(台数)」「支給される日常生活用具に関する情報が入ってこなくて困ったことがある(情報)」「日常生活用具の故障や修理について困ったことがある(修理)」「日常生活用具の耐用年数について困ったことがある(耐用年数)」「最新の機種への更新に関して困ったことがある(更新)」「日常生活用具をやむを得ず私費で購入したことがある(私費)」とした。あると回答した割合について図6に示した。

10の選択肢のうち、6の項目について、過半数以上が困った経験があると回答した。最も多かったのが、「日常生活用具をやむを得ず私費で購入したことがある(私費)」というもので、「日常生活用具の支給額が足りず困ったことがある(支給額)」「支給される日常生活用具が必要な台数支給されずに困ったことがある(台数)」「日常生活用具の故障や修理について困ったことがある(修理)」「日常生活用具の耐用年数について困ったことがある(耐用年数)」「最新の機種への更新に関して困ったことがある(更新)」等の他の項目とも関

連する困りごとだと考えられる。また、「自治体によって支給額や支給基準に差があり、統一してほしいと感じている(自治体差)」の回答も多く、盲ろう者が必要とする日常生活用具に関するリストの作成等、自治体の指針となるものの作成が求められる。

#### (2) 困りごとの具体的な内容

日常生活用具の使用や支給に関する困りごとの具体例について、自由記述で回答を求めた。回答は、文意が変わらない程度の加筆・修正を行った。回答者の貴重な意見であると判断し、内容のまとまりごとに結果については全ての回答を記載した。

#### 【日常生活用具の使用に関する課題】

- ・盲ろう者用の振動式時計を求めたが、電池がすぐ切れるなど使い方が難しかった。
- ・電器購入時の設定や使い方、特にIT機器やWi-Fiなどの接続等のサポートの現在はほとんどが有料で困っている。盲ろう者に対しては、全て訪問、出張サービスも含めてしてほしい
- ・トラブルが起きたときに対応してくれる機関が見つからない。
- ・新機種の操作方法がわからない
- ・振動式の日常生活用具、触れて操作できる商品でなければ、盲ろう者には使えないものがある。
- ・使い慣れた日常生活用具が開発や製造終了で使えなくなると、感覚が頼りの盲ろう

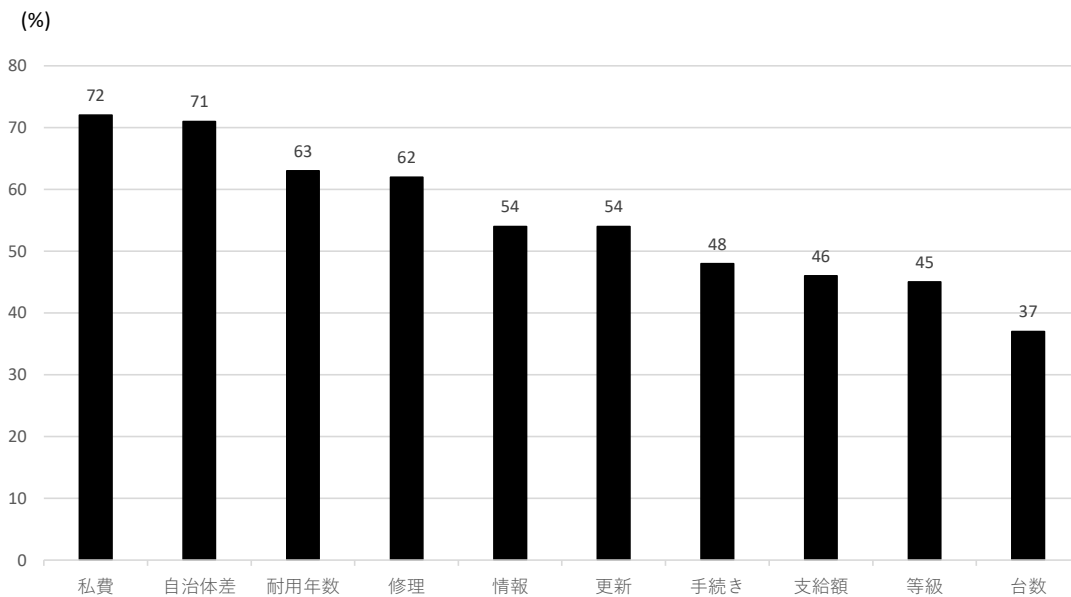


図6 日常生活用具の支給に関する困りごとがあると回答した割合

者は新しい用具はなかなか使いこなせないこともある。(これまで使用してきたものも使えるように、あるいは使い方は変えずに維持してほしい。)

・使用方法や設定、使えるようになるまでのサポートがないとハードルが高いものもある。

【日常生活用具の種類に関する課題】

- ・盲ろう者専用の機器があればよいと思う。
- ・コロナ感染拡大時期に、盲ろう者が自分で確認できる体温計があればと思った。
- ・点字の新聞や雑誌は障害者関連の最新情報を得るのに不可欠なものなので給付対象に含めていただきたい。
- ・視覚障害者向けの機器は音声、聴覚障害者向け機器は視覚によって確認するものが多く、盲ろう者が利用できる機器が少ない。盲ろう者が利用できる機器を開発してほしい。
- ・便利な日常生活用具が開発されても生産中止になってしまうものも多い。せっかく開発された製品を維持していく施策が必要ではないだろうか。
- ・メテオ(触読式振動時計)を日常生活用具として認めてほしい。
- ・身長計(盲人用)を希望。
- ・パソコンのソフトは給付対象だが、パソコン本体が給付対象でないのは困る。

・拡大読書器について、今や拡大読書器として販売されているものよりも、iPadなどのほうが、カラーフィルターや拡大倍率など、見えづらさに応じた見えやすくするための調整機能が充実しており使いやすいが、iPadは他にも使い方に汎用性があるため認められないと却下された。汎用性があるからこそ、音声読み上げソフトとしてなど他の日生活具としても使用できるなど、日生活具を複数購入せず兼ね備えることができ費用も抑えられるため、役所にとっても個人にとってもありがたい話だと思うので、役所として考え方を改めてもらえると良いと思った。

- ・点字ディスプレイは盲ろう者にとって必須であり、視覚障害があれば支給対象にしてほしい。
- ・障害種によって対応が異なること。
- ・歩行レコーダー(視覚障害者の外出のトラブルに備えるため)、iPad(拡大読書の代わりに使えるもの)を支給してほしい。
- ・ポータブルラジオの申請で、既定の形式でないと言われた。
- ・補聴器(ロジャー)最低でも25万円強:福祉の支給額は8万円弱だが、100dbに近い、重度難聴者には対応できない。dbに合わせて支給額の設定が必要。
- ・以前は補聴器の電池の補助が出ていたが、

ここ10年ぐらい前ぐらいから補助が出なくなりました。電池は消耗品であり、本来補聴器を付ける必要がなければかからない費用である。しかし、障害になったせいで電池を購入しなければならないことを考えると、補聴器の電池の補助を出すべきではないか。

- ・点字ディスプレイの古い方が新しいOSや新製品のパソコンで使えなくて困ったことがある。ブルー투스に対応していない点字ディスプレイが新しいパソコンで使えないなど。

- ・スマホをかえる必要があつて機種変したが、日常生活用具を対応しなくなりました。

- ・点字機が、すでに廃盤になっているものが満額支給対象となっていて、よく利用されている点字機は満額対象になってえず、販売されている日常生活用具と合わない実施要綱で困った。

- ・音声体温計や血圧計、体重計の音量が難聴の盲ろう者には聞き取れず、音量出力を上げてもらえないと使用できず、自力で使えない。

- ・明かりに対して振動で知らせる機器があり、日常生活用具で支給してほしい。

- ・中途の視覚障害や聴覚障害により、盲ろうとなった盲ろう者は、コミュニケーション方へ字や情報通信手段を失い、点字の触読ができるようになる、点字の知識や読み書きを習得することが大変難しく、音声読み上げは難聴者にも聞きやすい音質や音量出力を上げて調整できるようにしたり、弱視者に見やすい文字表示に調整できたりする機能を加えてほしい。

- ・中途盲ろう者や先天盲ろう者が点字を習得するための点字学習期を日常生活用具に認めてほしい。

- ・手話発信を読み取り、音声やテキストで受信できるコミュニケーション情報通信機器やアプリが開発されるとよい。

- ・防災情報が盲ろう者にも直接入るように、またボタン一つで通報できる日常生活用具も検討、開発してほしい。

- ・個人で使用できる点字プリンターや3D印刷機なども日常生活用具で支給されるとよい。

- ・移動をサポートする情報機器、日常生活用具があるとよい。

- ・体温計や血圧計、体重計など、弱視者に見やすいデジタル表示、難聴者に聞きやすい音量と音質の読み上げ、振動で情報を把握できるものを開発、日常生活用具として支給できるようにしてほしい。

- ・盲ろう者が使える(点字で分かる)体温計がほしい。スマホを必要としない体温計、血圧計、体重計等

- ・振動する腕時計がほしい。

- ・盲ろう者のロボットを作してほしい。

【日常生活用具の支給基準に関する課題】

- ・障害者手帳の等級は変わらないが、視力・聴力が低下しているため、障害の状況に応じて臨機応変に対応できる機器がほしい。

- ・点字ディスプレイと点字情報端末は似ているが、用途が異なるため別枠で分けて給付してほしい。

- ・車のシートベルトを補助するもの(チャイルドシートのようなもの)の支給を求めたが、許可されなかった。取扱店によると、支給される市町村もあるとのこと。

- ・視覚障害者にはこれ、聴覚障害者にはこれ、と決められており、重複障害者には別の障害者向けリストにあるものが適している場合があることを理解してほしい。

- ・聴覚と視覚に障害があつても、ほぼ支給されるものがない。

- ・調理器は一人で生活する場合は支給されるが、家族が同居していると支給されない。一人で家にいるときに使いたくても自費で購入するしかない。

- ・盲ろう者枠を設けてほしい。

- ・同居する家族がいれば音声体重計は支給されないと言われたが、家族に知られたくないため支給をお願いしたものの認められなかった。

- ・同居家族がいると、体温計や体重計が支給されない。

- ・本人が支給基準でも同居人全員が手帳保持者でないといけなかった。

- ・高くても支給してもらえない。

- ・家族と同居している場合はもらえないことがある。家族が一緒の場合支給されない。若い人たちは夜しか帰ってこないのが困る。機械に対することは大変に困る。

- ・障害の種類によって支給枠があるなど違うことが多すぎる。

- ・点字タイプライター：基準が学生或いは

就労者であり、一般人は支給されない。ただし、地域によっては可能のようだ。

- ・支給金額についても増額しないと複数のソフトの入手が困難な状態にあると思う。

- ・視覚障害等級対象外でも、本人が仕事・教育など場面对応できる選択がほしい。

- ・機器の値段が高くなり、補助額が十分でないと思う。

- ・日常生活用具を申請するとき、所得によって自己負担がゼロかどうかや、自己負担が発生するとか、そういう仕組みがあるので、それを所得の高い家庭でも所得の低い家庭でも、同じように日常生活用具の支給ができる環境づくりに変えていきたい。

- ・健聴者の家族と同居のため、支給対象にならないと言われた。家族もそれぞれの生活があり、ずっと一緒にいたり、必要な時にサポートが厳しかったりする時もある。同居の家族に関係なく、自立できるよう支給してほしい。個人的な事情など、細かく話し、なんとか支給してもらえたが、本当にそこまでプライバシーを話さないとダメだったのかという疑問があるのと、支給決定に至るまでの労力が大変で時間もかかった。

- ・屋内信号装置について。デフファミリーでそれぞれの生活の場（居室やリビングなど）がバラバラであったとしても、一家に1つしか支給されなかった。1人当たりの支給台数は1台であっても良いが、家族1台では困る。

- ・障害者用パーソナルコンピューター周辺機器及びアプリケーションソフトの支給は一回のみと限定されている。

- ・いつでもどこでも必要に応じて支給してほしい。

- ・盲ろう者の方には視覚障害と聴覚障害それぞれの品目を統一してほしい。

- ・昨今の世界情勢の不安定化や燃料価格上昇、人件費高騰、物価高騰により、日常生活用具も値上がりしていて、基準額を超えてしまっているものも増えており、負担が増えているため、基準額を製品価格に合わせて見直す対応が必要。

- ・パソコン周辺機器の支給額が10万円では必要とするアプリソフトが揃えられず、次期購入では負担も大きく、情報バリアの盲ろう者には日常生活に影響が大きい。（支給額を増額する必要がある。）

- ・盲人用時計が、指が使える方は、音声時計ではなく針を触って読み取る時計しか支給できないと言われ、音声時計の支給を却下された。（当時は指が使えない方に限定されて音声時計が支給対象となる実施要綱となっていた。）

- ・聴覚だけでなく視覚も不自由な難聴の盲ろう者には、デジタル補聴システム（ロジャー）が他者との意思疎通や会議や講演などの情報を得るために欠かせないが、支給基準等級の壁があり、支給されずに困っている。

- ・点字タイプライターに就労や学業目的の条件をなくしてほしい。

- ・支給制限をなくしてほしい。

- ・医者意見書が必要で通院していない場合困る。

【耐用年数・最新機器対応に関する課題】

- ・日常生活用具の耐用年数が長く、特に情報通信関連の日常生活用具は対応できなくなることがある。

- ・重要な用具の耐用年数を短くし、最新機器に対応できるようにしてほしい。

- ・技術の進歩が速く、福祉用具がそれに付いていけず、利用できなくなるケースがある。例えばOSが更新されサポートが切れたり、インターネットのセキュリティの強化などでサイトにアクセスできなくなったりすることがある。そのような場合は最新の機器の給付を認めてもらうなどしていただきたい。

- ・耐用年数が長すぎる。時計は10年に1回の支給となっている。

- ・毎年最新のものが出るため価格が高騰しており、購入しやすくなるよう支給基準を見直してほしい。

- ・進行性の視覚障害のため、見え方と耐用年数にズレが出る。

- ・耐用年数前に機器が故障したり、聴覚障害の聴力レベルが重くなったりした時支給してほしい。

- ・新しい機種に変える際、古い機種を下取りしてほしい。

- ・耐用年数を短くしてほしい。耐用年数がくるまで買い換えられない。

- ・盲人用時計の耐用年数が10年で長い

- ・触読腕時計：触って時刻を確認するため、故障しやすい。耐用年数が10年は長すぎ

ます。

・PCの読み上げソフトについては様々な種類があるのでそれらの耐用年数をもう少し短くしてほしい。

・さまざまな日常生活用具も所得にかかわらず、申請したいものは申請して支給できること、耐用年数の6年などから見直して、点字ディスプレイの場合、耐用年数が6年ですが、それを3年とか4年とかなど、間隔を短くしても無駄の機器を申請したい人もいるので変えていきたい。視覚障害者用腕時計は耐用年数が10年ですが、1年未満で故障することもあるので、予備の時計を用意してもらえれば助かる。

・点字ディスプレイなど新しい機械が次々発売されて、慌てて申請する人もいるので、誤って申請してしまったとき、物が届いたときに返品に対応を可能にしてほしい。機械が新しくなったのに、次の機械も出てくるというケースもあるため。

・耳の聴こえ具合など1年でとても低下する事がある為、年数での支給より状態による支給にしてほしい。

・修理代が高かったのであきらめていた。物によって耐用年数はもっと短くてもいいと考える。

・古い機種なので、新しいのに変えたいが耐用年数の関係で更新できない。点字情報端末の耐用年数を短くしてほしい。

・パソコン周辺機器としてのアプリの耐用年数が多くの自治体で5年のところ、6年となっていて、アプリソフトの更新(5年)と合わず、自費で更新せざるを得なくなった。(空白期間となり、使えなくなって困った。)

・耐用年数を短くしてほしい。

#### 【情報収集に関する課題】

・盲ろう者は、普通文字の墨字では自力で情報が読めないため、点字、拡大文字、電子データなど、盲ろう者の情報受信可能な媒体でニーズに合わせた情報提供ができるようにしてほしい。(説明書など)

・AIとデジタル端末と連携した情報が入るようになるとうい。(音声聞き取れない場合は補聴器と連動できるようにBluetoothと連動させたり、デジタル端末でテキスト表示、音声読み上げができたりするようにするなど。)

・前住所地の市役所に申請することを知らなかった。

・日常生活用具支給基準の情報等がもっと公開されていればよいと思う。

・若い時に日常生活用具を知っていたら利用していたかもしれない。

・他の自治体の情報がわからない。

・もっと情報を得たいが難しい。

・情報がほしい。新しい制度、機器など。使う使わないは別として。

・調べないと情報が入ってこないこと。

・自分にとって必要なものでも情報が入らない。

・自治体によって異なるため、最新の日常生活用具のパンフレットなど送付してほしい。情報がほしい。

・もっと詳細な情報提供を行ってほしい。例として、私の場合ガスコンロでの調理に不安があるが、IH製品が支給対象であることを知らなかった。

・通常、補装具・日常生活用具に関する情報は、当事者から尋ねたり問い合わせたりしないと情報が入らず、視覚障害者手帳を交付されてから、長い間、申請すれば支給される日常生活用具があることを知らないまま、情報が入らないまま過ごしてきて、大変困った。

・手帳交付時に丁寧に日常生活用具で利用できるものがあること、申請できる日常生活用具の一覧や分かりやすい情報を行政から積極的に伝え、定期的に更新情報を出してほしい。

・当事者で話をすると、日常生活用具について知らなかったという方が少なくなく、特に中途の方は情報が入りにくい問題がある。

・高齢でもあり、新しい情報が入ってこない。ろう者の夫を頼っている。

・ある商品が新しく日常生活用具の支給対象となったため、申請したが、当初は満額に近い支給額ではなかったが、必要な用具であるため、自己負担額を支払い購入したが、その2か月後には満額の支給額に変更になっていた。その情報を知っていればもう少し待ってから購入することも考えられたが、その情報はメーカーや自治体などからは全く得られなかったため、少し不可解な気持ちになった。

#### 【私費負担に関する課題】

- ・申請の手間から、基本的に高級品以外は個人で購入するか、スマホのアプリで代用している。
- ・物価の高騰により日常生活用具の値段も高騰しており価格が限度額を超える場合も多く自己負担しなければならないケースが増えている。実情に応じて給付額も見直していただきたい。
- ・ICレコーダーを私費で購入した。
- ・時計、体温計等が2～3万円自費である。
- ・ブレイルセンスが新機種となり、至急限度額をオーバーして負担金が発生しました。自治体によっては、すでに支給額があげられている。統一が必要。
- ・日常生活用具の販売代金に対して支給金額が低すぎ、差額分を私費で賄わなければならないことがほとんどであった。
- ・体温計が私費。
- ・情報の入っているCD(ニュース)を私費で購入した。

#### 【自治体による格差に関する課題】

- ・耐用年数などを市町村や都道府県に関わらず全国统一してほしい。
- ・自治体によって差があるか情報が入らないのでわからない。
- ・それぞれの機種や、日常用具などの耐用年数を全国各地の差を同じにし、大抵申請してからすべての日常用具耐用年数の6年とか、10年とか長いものもありますが、すべて申請してから3年とか4年に1度、故障したときも支給できるようにしたい。
- ・都道府県ごとの支給額の限度額にばらつきがある。私の住まいの地域では、例えば点字ディスプレイ類を申請するためには、6年耐用年数になっていて申請のときの限度額は38万3500円である。例えば50万円とか56万円くらいの点字ディスプレイを申請するとき、自己負担がないことや、修理代が発生したときも窓口で修理代を出してもらえるように、日常生活用具がより良いものに変えて、これからそのような環境を変えていきたい。
- ・各都道府県の耐用年数とか、支給限度額とかなどは違うので、各都道府県自治体と同じようにすべて同じにし、所得の高い家庭や低い家庭にかかわらず、同じように支給できるとよいと思う。どんどん制度の中

身を変えていければ、私たち障害者は助かるし、困ることも少なくなる。

- ・同居人が関係していたり、していなかったり、自治体によってちがう。福祉窓口の職員の勉強不足で支給対象にならないのに「なる」と案内され、結局対象にならなかった。

#### 【支給手続きに関わる課題】

- ・(お知らせランプをアプリで代用するなど)申請のために役所に行く必要があること、電話連絡が基本であること、支給までに時間がかかることなどから使いづらい。郵送などで手続きできたらうれしい。
  - ・担当者の理解度に差があり、人が変わると不安を感じる。
  - ・希望する日常生活用具がどこに分類されるのかがとても分かりづらい表示になっている。
  - ・申請して受給まで時間がかかるため、勤務していた時は自費で購入したものがあった。
  - ・耐用年数が来る前に障害が重症化し、機器が使えなくなった際はすぐに支給してほしい。
  - ・市役所の担当者の対応が抑制的なことがある。点字ディスプレイの支給について訴えたが却下された。日常生活支援事業の枠組みに日常生活用具が含まれる以上、統一基準が必要。希少障害については統一したほうがよい。県単位でイニシアティブをとってやる必要がある。
  - ・市役所の担当者の説明が不十分な時がある。
  - ・手続きの枠内に書けない。
  - ・自治体職員が日常生活用具について知識や情報がなく、理解できておらず、実施要綱の理解も十分ではない担当者もおり、説明と交渉に時間を要した。(支給されないものもあった。)
  - ・手続きを簡単にしてほしい。
  - ・手続きにあちこちで向く、書類量の負担など面倒な面があり。にも拘わらず最終的に却下されたこともある。
- #### 【故障・修理に関する課題】
- ・故障したときに修理費が心配で修理に出せない。
  - ・重要な用具が破損した際に支給してほしい。

- ・修理費は自費であり、点字ディスプレイの購入や修理は高額。
  - ・盲人用触読式腕時計を水中に落とした際、「修理不能なら新しいものを支給するが、修理可能なら修理費用は個人負担になる」のは少しおかしいと感じた。
  - ・故障の多い日常生活用具があり、新しいものに交換したいができない。
  - ・修理業者が県外のため修理などの際出張費や交通費を請求され一回につき5000円以上と高額で負担になっている。かといって住んでいる地域に取扱業者はない。
  - ・修理に関わる自己負担があると困る。例えば、点字情報端末ブレイルセンスを修理するとき、部品によって高くなる場合がある。すべての日常生活用品に対して修理代も出してもらいたい。
  - ・視覚障害者用の触読式腕時計が1年未満で故障するケースがあるので、予備の時計も対応できると助かる。点字ディスプレイの予備があれば、修理に出しているときに困らないように、予備があれば助かる。
  - ・修理代が高額。
  - ・点字ディスプレイ（点字情報端末になっているブレイルセンス含む）は、高額でありながら、ピンディスプレイの消耗が激しく故障しやすい。修理費用が十分に支給されないと、高額な修理費が自費で修理できない人もいる。
  - ・点字ブレイルセンスは、パソコンやスマートホンなどのように技術進化のスピードに対応できず、不具合が生じやすい。（新しい機器に対応、市況されるように耐用年数の短縮が盲ろう者には必要。）
  - ・点字ディスプレイのピン、点字が出てくる盤は消耗品で毎日長時間使用している盲ろう者は半年や1年で不具合や故障が出るため、1年程度で修理交換ができるようにすること、修理費用が支給できるようにしてほしい。
  - ・故障した場合は、再支給してほしい。
  - ・呼び鈴の修理で困った。福祉機器ではなく、普通のガス機器や給湯器など生活用具は普通の物を使用している。
- 【その他】
- ・公的な調査から日常生活用具の給付を改善してほしい。
  - ・全国水準に達していない地域や用具は統

一してほしいが、一律基準になると、盲ろう者の障害の程度に応じたケースバイケースに柔軟な対応ができなくなることも懸念され、各自治体の理解と裁量で柔軟な理解と対応ができる可能性は残したい。より進んだ自治体を参考に改善できることもある。

#### D. 考察

本研究により、盲ろう児者における日常生活用具の支給状況および活用実態について、全国的な視点からの現状を把握することができた。回答者の属性からは、盲ろう者の年齢層が比較的高齢であること、また情報の取得手段やコミュニケーション方法に多様性があることが明らかとなり、個々のニーズに即した支援の必要性が再認識された。

まず、支給されている日常生活用具の種類においては、盲人用時計や拡大読書器、点字ディスプレイなど、視覚障害者向けの用具の支給率が高い一方で、聴覚障害者向けの用具や両方に対応する用具については、支給率が低く、ニーズに対する支援が不十分である実態が見られた。特に、デジタル補聴援助システムや聴覚障害者用屋内信号装置などは、必要性が高いにもかかわらず、支給率がない、あるいは制度上の制約により給付に至らないケースが多数確認された。

また、用具の認知度に関しても、複数の機器が「知らなかった」と回答されており、制度の周知や日常生活用具に関する情報提供のあり方に課題があることが明確となった。特に、中途失明・失聴によって盲ろうとなった方や、高齢化によりニーズが変化した方に対して、タイムリーかつ丁寧な情報提供が行われていない現状は、制度の形骸化を招きかねない。さらに、活用頻度が高い機器であっても、支給されない、もしくは自己負担が重いという回答が多数を占めており、制度上の支給基準や支給金額の設定が実態に追いついていないことがうかがえる。

自由記述では、支給対象となるか否かの判断基準の不明確さ、耐用年数が現実に即していないこと、個々の事情を反映しにくい支給制度の硬直性、自治体による運用差、修理や更新に伴う過大な自己負担など、多くの課題が寄せられた。これらは一過性の問題ではなく、構造的な支援体制の再設計

を促す重要な指摘であると考えられる。

盲ろうという重複障害の特性から、視覚・聴覚のいずれかに対応した日常生活用具では不十分なケースが多く、盲ろう者専用あるいは併用可能な用具の開発・認定・支給体制の構築が急務である。また、制度運用における公平性と柔軟性を高めるためには、全国统一の基本方針と、自治体の裁量による個別対応をバランス良く両立させることが求められる。

#### E. 結論

以上の結果と分析を踏まえ、以下の3点を今後の制度改善に向けた重要な提言として示す。

①耐用年数の見直し：現在の支給制度における耐用年数は、実際の使用状況や機器の技術的な更新頻度と乖離しており、盲ろう者の生活実態に合った現実的な見直しが必要である。特に情報機器や触読式時計など消耗が激しい用具については、柔軟な対応が求められる。

②修理費用に対する公的支援の検討：高額な用具の修理に際し、現在は多くが自己負担となっている現状がある。今後は、修理費用負担の軽減につながる経済的支援策の検討が必要である。

③情報アクセスへの課題：当事者にとって日常生活用具に関する情報が十分に届いていないことは、制度の利用を大きく妨げている。今後は、多様な媒体・方法を用いて積極的に情報提供を行う体制整備が、制度運用側の課題として考えられる。

#### 引用文献

社会福祉法人全国盲ろう者協会(2013)盲ろう者に関する実態調査報告書. 厚生労働省平成24年度障害者総合福祉推進事業.  
[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougai-shahukushi/cyousajigyousougoufukushi/dl/h24\\_seikabutsu-02a.pdf](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai-shahukushi/cyousajigyousougoufukushi/dl/h24_seikabutsu-02a.pdf) (最終閲覧日: 2025年4月9日)

社会福祉法人全国盲ろう者協会・全国盲ろう者団体連絡協議会(2023)盲ろう者が独力で使用できる点字ディスプレイ(「プレイルセンス」等の情報端末も含む)に関する要望書.

資料：盲ろう当事者への質問紙

-----  
A. アンケートの回答方法の説明

回答欄に選択肢を記載する方法、該当する選択肢の前に○をつける方法、該当する選択肢のみを残して、後の選択肢は削除する方法等ご自由にご回答ください。

-----  
B. 任意協力の同意欄(ひとつ選択)

1. 私は「盲ろう者に対する日常生活用具の支給及び活用実態の調査」について、その目的、方法、成果について、理解し、自由意思に基づいて協力者になることに同意します。

なお、回答後に回答内容の撤回はできないことも確認しています。

選択肢

- a. 同意します
- b. 同意しません

回答欄：

2. 本アンケートにご回答いただいた方に、謝礼として2,000円分のQUOカードを送らせていただきます。

お受け取りを希望しますか。(ひとつ選択)

選択肢

- a. 希望する
- b. 希望しない

回答欄：

3. 2でaと回答した方にお尋ねします。送り先の住所と氏名、メールアドレスを記載ください。いただいた情報は謝金の送付以外の目的で使用することは一切ございません。(自由記述)

(1) 郵便番号

回答欄：

(2) 住所

回答欄：

(3) 氏名

回答欄：

(4) メールアドレス

回答欄：

4. 追加で質問があったときに、直接メールでご質問してよろしいですか？(ひとつ選択)

選択肢

- a. 可
- b. 不可

回答欄：

5. 4でaと回答した方にお尋ねします。連絡が取れるメールアドレスを教えてください。

3でメールアドレスをお書きいただいた方は空欄で構いません。(自由記述)

回答欄：

6. 研究結果についてはまとめ次第お届けする予定です。郵送またはメール（テキストデータ）にて送らせていただきます。ご希望の方法について回答ください。なお、郵送の際には、郵送先の住所を、メールの際はメールアドレスを記載ください。3と同じ場合は空欄で構いません。（ひとつ選択）

選択肢

- a. 郵送（回答欄に住所を記載ください）
- b. メール（回答欄にメールアドレスを記載ください）
- c. 研究結果はいらない

回答欄：

7. 6でaと回答した方にお尋ねします。郵送する研究結果の形式について選択してください。（ひとつ選択）

選択肢

- a. 墨字で拡大しない
- b. 墨字で拡大する
- c. 点字

回答欄：

-----

C. アンケート

1. 以下に日常生活用具の品目の一覧を記します。品目ごとに、あなたの支給状況に当てはまる選択肢をひとつご記入ください。（それぞれの日常生活用具に対してひとつ選択）

選択肢

- a. 支給枠があり、支給してもらった。
- b. 支給希望はあるが、支給枠がない
- c. 支給枠はあるが、支給してもらっていない。
- d. この日生具を知らない

日常生活用具一覧

(1) 点字情報端末

回答欄：

(2) 盲人用ポータブルレコーダー

回答欄：

(3) 盲人用時計

回答欄：

(4) 点字タイプライター

回答欄：

(5) 点字ディスプレイ

回答欄：

(6)盲人用電卓

回答欄：

(7)スクリーンリーダーの点字化アプリケーション（ブレイルワークスネオ等）

回答欄：

(8)盲人用体温計（音声式）

回答欄：

(9)盲人用血圧計（音声式）

回答欄：

(10)視覚障害者用拡大読書器

回答欄：

(11)電磁調理器

回答欄：

(12)盲人用体重計

回答欄：

(13)点字図書

回答欄：

(14)歩行時間延長信号機用小型送信機

回答欄：

(15)視覚障害者用活字文書読上げ装置

回答欄：

(16)障害者用パーソナルコンピューター周辺機器及びアプリケーションソフト

回答欄：

(17)視覚障害者用地上デジタル対応ラジオ

回答欄：

(18)聴覚障害者用通信装置

回答欄：

(19)聴覚障害者用屋内信号装置

回答欄：

(20)聴覚障害者用情報受信装置

回答欄：

(21)デジタル補聴援助システム（ロジャー等）

回答欄：

2. その他に給付してもらっている日生活具があれば挙げてください。(自由記述)

回答欄：

3. 現在支給されている日常生活用具の中で、あなたが特に重要だと思うものを3つ選択してください。(3つ選択)

選択肢

- a. 点字情報端末
- b. 盲人用ポータブルレコーダー
- c. 盲人用時計
- d. 点字タイプライター
- e. 点字ディスプレイ
- f. 盲人用電卓
- g. スクリーンリーダーの点字化アプリケーション (ブレイルワークスネオ等)
- h. 盲人用体温計 (音声式)
- i. 盲人用血圧計 (音声式)
- j. 視覚障害者用拡大読書器
- k. 電磁調理器
- l. 盲人用体重計
- m. 点字図書
- n. 歩行時間延長信号機用小型送信機
- o. 視覚障害者用活字文書読上げ装置
- p. 障害者用パーソナルコンピューター周辺機器及びアプリケーションソフト
- q. 視覚障害者用地上デジタル対応ラジオ
- r. 聴覚障害者用通信装置
- s. 聴覚障害者用屋内信号装置
- t. 聴覚障害者用情報受信装置
- u. デジタル補聴援助システム (ロジャー等)

回答欄：

4. 日常生活用具について、あなたの活用頻度をお尋ねします。それぞれの品目について、あなたの活用頻度が当てはまる選択肢をひとつ選び、ご記入ください。(それぞれの日常生活用具に対してひとつ選択)

使用していない日常生活用具については空欄で構いません。

選択肢

- a. 一日中
- b. 就寝時間以外はほとんど
- c. 半日程度
- d. 2日に1回程度
- e. 1週間に1回程度
- f. 1か月に1回よりも少ない程度

日常生活用具一覧

(1) 点字情報端末

回答欄：

(2) 盲人用ポータブルレコーダー

回答欄：

(3) 盲人用時計

回答欄：

(4) 点字タイプライター

回答欄：

(5) 点字ディスプレイ

回答欄：

(6) 盲人用電卓

回答欄：

(7) スクリーンリーダーの点字化アプリケーション（ブレイルワークスネオ等）

回答欄：

(8) 盲人用体温計（音声式）

回答欄：

(9) 盲人用血圧計（音声式）

回答欄：

(10) 視覚障害者用拡大読書器

回答欄：

(11) 電磁調理器

回答欄：

(12) 盲人用体重計

回答欄：

(13) 点字図書

回答欄：

(14) 歩行時間延長信号機用小型送信機

回答欄：

(15) 視覚障害者用活字文書読上げ装置

回答欄：

(16) 障害者用パーソナルコンピューター周辺機器及びアプリケーションソフト

回答欄：

(17) 視覚障害者用地上デジタル対応ラジオ

回答欄：

(18) 聴覚障害者用通信装置

回答欄：

(19)聴覚障害者用屋内信号装置

回答欄：

(20)聴覚障害者用情報受信装置

回答欄：

(21)デジタル補聴援助システム（ロジャー等）

回答欄：

5. 以下の項目群は、日常生活用具の支給に関する困りごとに関するものです。それぞれについて、あなたが困ったと感じたことがあるかないか、いずれかひとつをご記入ください。（それぞれの質問に対してひとつ選択）

(1)支給基準（等級）によってほしい日常生活用具がもらえなかったことがある

選択肢

a. ある

b. ない

回答欄：

(2)日常生活用具の支給額が足りず困ったことがある

選択肢

a. ある

b. ない

回答欄：

(3)自治体によって支給額や支給基準に差があり、統一してほしいと感じている

選択肢

a. ある

b. ない

回答欄：

(4)支給に関わる手続きで困ったことがある

選択肢

a. ある

b. ない

回答欄：

(5)支給される日常生活用具が必要な台数支給されずに困ったことがある

選択肢

a. ある

b. ない

回答欄：

(6)支給される日常生活用具に関する情報が入ってこなくて困ったことがある

選択肢

a. ある

b. ない

回答欄：

(7) 日常生活用具の故障や修理について困ったことがある

選択肢

a. ある

b. ない

回答欄：

(8) 日常生活用具の耐用年数について困ったことがある

選択肢

a. ある

b. ない

回答欄：

(9) 最新の機種への更新に関して困ったことがある

選択肢

a. ある

b. ない

回答欄：

(10) 日常生活用具をやむを得ず私費で購入したことがある

選択肢

a. ある

b. ない

回答欄：

6. 前の質問で取り上げた困りごと以外に、日常生活用具の支給について要望がありましたらご記入ください。(自由記述)

回答欄：

7. お住まいの都道府県市区町村をご記入ください。(自由記述)

回答欄：

8. あなたの性別をご記入ください。(ひとつ選択)

選択肢

a. 女性

b. 男性

c. 回答しない

回答欄：

9. あなたの年齢をご記入ください。(自由記述)

回答欄： 歳

10. あなたの障害状況をご記入ください。(ひとつ選択)

選択肢

a. 全盲・全ろう

b. 全盲・難聴

c. 弱視・全ろう

d. 弱視・難聴

回答欄：

11. あなたの主な読み書き手段について教えてください。(すべて選択)

選択肢

a. 墨字

b. 点字

c. その他(自由記述)

回答欄：

※c. その他(自由記述)と記入された場合には、c(コメント)という形式で自由記述もお願いします。以降、同じようにご回答ください。

12. あなたの主な会話手段について教えてください。(すべて選択)

選択肢

a. 音声復唱通訳

b. 手話

c. 触手話

d. 指点字

e. その他(自由記述)

回答欄：

13. 以下の項目群は、あなたの日常生活の自立度を尋ねるものです。次の選択肢からひとつを選び、それぞれの項目の回答欄にご記入ください。

項目群

(1) 手紙などの文字を読む・書くこと

選択肢

a. 日常生活用具を使用しないで自立している。

b. 日常生活用具を使用して自立している。

c. 日常生活用具の使用に加えて、人的サポートを必要としている。

回答欄：

(2) 図書やインターネットなどから情報を収集すること

選択肢

a. 日常生活用具を使用しないで自立している。

b. 日常生活用具を使用して自立している。

c. 日常生活用具の使用に加えて、人的サポートを必要としている。

回答欄：

(3) 身近な人(家族等)とコミュニケーションを取ること

選択肢

a. 日常生活用具を使用しないで自立している。

b. 日常生活用具を使用して自立している。

c. 日常生活用具の使用に加えて、人的サポートを必要としている。

回答欄：

(4) 初対面の人とコミュニケーションを取ること

選択肢

- a. 日常生活用具を使用しないで自立している。
- b. 日常生活用具を使用して自立している。
- c. 日常生活用具の使用に加えて、人的サポートを必要としている。

回答欄：

(5)家の外で歩いたり階段を上ったりすること

選択肢

- a. 日常生活用具を使用しないで自立している。
- b. 日常生活用具を使用して自立している。
- c. 日常生活用具の使用に加えて、人的サポートを必要としている。

回答欄：

(6)体重・体温・血圧などの健康管理を行うこと

選択肢

- a. 日常生活用具を使用しないで自立している。
- b. 日常生活用具を使用して自立している。
- c. 日常生活用具の使用に加えて、人的サポートを必要としている。

回答欄：

14. 以下の項目は、あなたに交付された障害者手帳についてお尋ねするものです。それぞれについて、当てはまるものをご記入ください。(ひとつ選択)

(1)視覚障害の手帳はありますか？

選択肢

- a. ある
- b. ない

回答欄：

※ある場合は、a(1種2級)等とご記入ください

(2)聴覚障害の手帳はありますか？

選択肢

- a. ある
- b. ない

回答欄：

※ある場合は、a(1種2級)等とご記入ください

(3)その他お持ちの障害者手帳があれば種類と等級をご記入ください。

選択肢

- a. ある
- b. ない

回答欄：

※ある場合は、a(療育手帳A)等とご記入ください。

15. 以下の項目は、あなたの社会参加状況に関するものです。それぞれの項目について、当てはまる選択肢をひとつ選び、ご記入ください。

(1)あなたは平日の日中は主にどのように過ごされていますか。(ひとつ選択)

選択肢

- a. 仕事
- b. 障害者向けの通所サービス
- c. 病院や介護施設の通所サービス
- d. サークル等の外での活動
- e. 主に家で過ごす(家事・育児・介護等含む)
- f. その他 (自由記述)

回答欄：

(2)あなたは仕事をお持ちですか。(ひとつ選択)

選択肢

- a. ある
- b. ない

回答欄：

(3)(2)でaと回答した方にお尋ねします。あなたの雇用形態・業種・職種を教えてください。  
(回答例：障害者雇用・サービス業・マッサージ師など。自由記述)

回答欄：

質問は以上となります。ご協力いただきありがとうございました。

## 厚生労働行政推進調査事業費（厚生労働科学特別研究事業）

### （分担）研究報告書

#### 盲ろう児者に対する日常生活用具の支給基準に関する実態調査

研究代表者 奈良里紗 国立大学法人大阪教育大学総合教育系特別支援部門准教授  
研究協力者 相羽大輔 国立大学法人愛知教育大学教育学部特別支援教育講座准教授  
増田雄亮 湘南医療大学保健医療学部リハビリテーション学科  
作業療法学専攻准教授

#### 研究要旨

本研究の目的は、日本国内において市区町村が盲ろう児者に対して支給している日常生活用具の種目、耐用年数、支給金額、支給基準、年齢制限、見直し頻度などについて実態を明らかにし、地域間格差や制度運用上の課題を明示することである。

2024年1月から12月にかけて、全国1741市区町村（東京23区を含む）に対して、厚生労働省の一斉調査システムを用いたExcel質問紙を送付した。開封数は1118（64.2%）、回答数は378（市区町村全体の21.7%）であった。質問項目には、支給対象用具の種目、支給金額、耐用年数、対象者の基準、支給条件の見直しの有無等が含まれる。得られたデータは記述統計により分析した。

支給対象の主な日常生活用具としては、盲人用時計（99.7%）、拡大読書器（99.7%）、点字ディスプレイ（99.5%）などが高率で支給されていた。点字ディスプレイの中央値の支給金額は383,500円と高額であるにもかかわらず、修理費の支給はわずか2.7%の自治体に限られていた。また、複数台支給を認めている自治体も少数で、耐用年数や年齢制限の基準には大きなばらつきがみられた。回答自治体の多くが、日常生活用具の種目や基準額の見直しを「随時」または「行っていない」としており、見直しの根拠となる情報不足や予算調整の困難さが指摘された。

当事者調査（研究1）においては、点字ディスプレイなどの複数台支給や修理対応の必要性が強く訴えられていたが、実際の自治体調査との間には大きなギャップが存在することが確認された。また、自治体によっては盲ろう者が極めて少数であるため制度運用が後回しにされやすい状況も示された。これらのことから、制度の柔軟性と専門性を確保しつつ、地域間の不均衡を是正する必要性が浮き彫りとなった。

本研究は、盲ろう児者を対象とした日常生活用具の支給制度について、市区町村間で運用の差が大きく、年齢制限や支給条件などに統一的な基準が存在しないことを明らかにした。今後は、制度の標準化と、当事者のニーズを踏まえた見直しが求められる。

#### A. 研究目的

本研究では、市区町村が盲ろう児者に対して支給している日常生活用具の種目、それぞれの耐用年数や支給金額、支給基準、年齢制限、見直しの頻度などの実態を明らかにすることを目的とする。

#### B. 研究方法

##### 調査手続き

厚生労働省 調査・照会（一斉調査）システムを用いて、2024年1月から12月にかけて全国1741市区町村（東京23区含む）に対しExcelファイルで質問紙を送付した。調査・照会（一斉調査）システムから質問紙ファイルを開封した市区町村数は1118（64.2%）、うち回答があったのは378（開封した市区町村の33.81%、市区町村全体の21.71%）だった。なお、回答した市区町村名の一覧は本報告書末尾に掲載した（資料1）。

質問項目は、盲ろう児者が使用すると考えられる日常生活用具の基準額、耐用年数、盲ろう児者に対する支給実態及び支給基準の見直しの有無等とした。なお、質問紙は本報告書の末尾に掲載した（資料2）。

本報告書では、市区町村からの回答エクセルに基づき、記述統計量を算出し記載した。一部、記載の誤りと思われるものなどについては、市区町村担当者に対してメールで確認を行った。

##### （倫理面への配慮）

本研究は、大阪教育大学研究倫理審査委員会の承認（承認番号：24121）を受けて実施された。調査にあたっては、以下の倫理的配慮を遵守して実施された。すなわち、回答への参加は完全に任意であり、回答しない場合や途中で中止しても、いかなる不利益も生じないことを明記した。また、質問の中で答えたくない項目がある場合には、その質問をスキップすることができる

旨も案内した。収集されたデータは、研究目的に限定して使用され、統計的に処理されたうえで学会発表や学術論文等で公表されるが、特定の市区町村が識別されることは一切ないこと、回答内容は、鍵のかかる保管場所にて厳重に管理され、研究関係者以外がアクセスすることはないこと、保管期間終了後は、速やかに廃棄されることを質問紙上で説明を行い、質問紙への回答をもって研究への参加の同意を得た。また、調査に関する質問や意見がある場合には、調査実施責任者に連絡を取ることができる体制を整えた。

### C. 研究結果

#### (1) 日常生活の支給種目に関する実態

本調査では、各市区町村の規定に基づき、日常生活用具として規定している種目について尋ねた。各種目未回答を除いた有効

回答数を母数として割合を算出した結果、支給している種目として最も多かったのは、盲人用時計 377 件 (99.74%、母数 378 件) と視覚障害者用拡大読書器 377 件 (99.74%、母数 378 件)、次いで点字ディスプレイ 376 件 (99.47%、母数 378 件) と点字タイプライター 376 件 (99.47%、母数 378 件)、視覚障害者用活字文書読み上げ装置 374 件 (99.20%、母数 377 件)、盲人用ポータブルレコーダー 374 件 (99.20%、母数 377 件)、聴覚障害者用情報受信装置 374 件 (99.20%、母数 377 件)、盲人用体温計 372 件 (98.67%、母数 377 件)、盲人用体重計 372 件 (98.41%、母数 378 件)、聴覚障害者用通信装置 372 件 (98.67%、母数 377 件)、聴覚障害者用屋内信号装置 369 件 (97.88%、母数 377 件)、電磁調理器 367 件 (97.61%、母数 376 件)、歩行時間延長信号機用小型送信

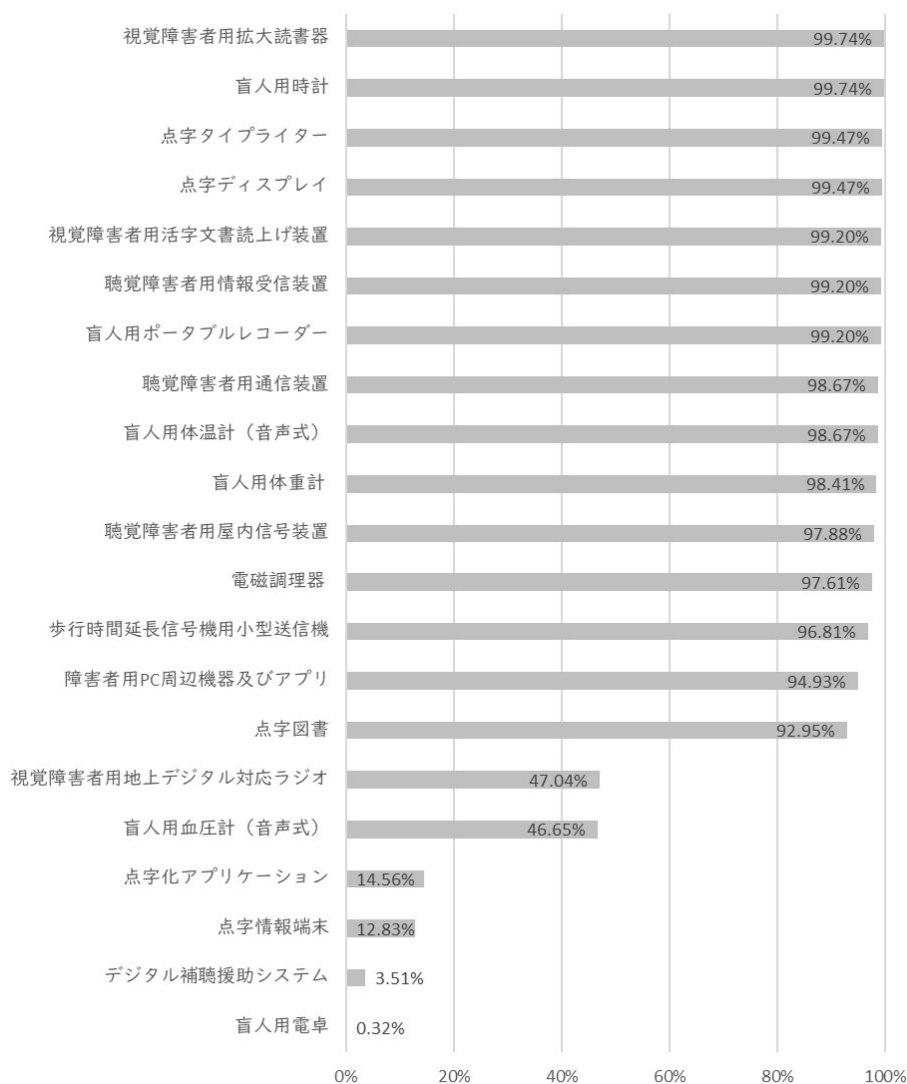


図1：日常生活用具の種目別支給割合

機 364 件 (96.81%、母数 376 件)、障害者用パーソナルコンピューター周辺機器及びアプリケーションソフト 356 件 (94.93%、母数 375 件)、点字図書 343 件 (92.95%、母数 369 件)、盲人用血圧計 160 件 (46.65%、母数 343 件)、視覚障害者用地上デジタル対応ラジオ 159 件 (47.04%、母数 338 件)、スクリーンリーダーの点字化アプリケーション 45 件 (14.56%、母数 309 件)、点字情報端末 39 件 (12.83%、母数 304 件)、デジタル補聴援助システム 11 件 (3.51%、母数 313 件)、盲人用電卓 1 件 (0.32%、母数 309 件) となった (図 1)。

## (2) 種目別支給基準の実態

ここでは、各種目について支給の有無を回答した市区町村の内、支給ありと回答した市区町村を母数とし、なしと回答した市区町村の件数を除いて記述統計を算出した。

### a. 盲人用時計の支給基準の実態

盲人用時計に関して、支給ありと回答した市区町村 377 件 (99.74%) を母数とし、なしと回答した 1 件 (0.26%) のデータを除いて記述統計を算出した。耐用年数は中央値 10 年、最低 2 年から最高 10 年、支給金額は中央値 13,300 円、最低 10,300 円から最高 18,900 円であった。年齢制限に関しては、最も多いのは、18 歳以上 129 件 (34.22%)、次いで年齢制限なし 128 件 (33.95%)、学齢児以上 86 件 (22.81%) で、その他には 3 歳以上、12 歳以上 (学齢児を除く)、15 歳以上、19 歳以上、18 歳以上 (高校在学中で必要な者については、18 歳未満でも可) のようなものが含まれていた。障害者手帳の等級に関する基準では、最も多かったのは、視覚障害 2 級以上 365 件 (96.82%)、次いで視覚障害で等級を問わないが 7 件 (1.86%) で、視覚聴覚の重複障害 3 件 (0.80%) であった。修理に関して、修理費を支給していると回答したのは、11 件 (2.92%)、支給していないと回答したのは 318 件 (84.35%) で、支給している市区町村に支給金額を尋ねたところ、中央値 13,300 円、最低 10,300 円から最高 17,800 円となった。加えて、同一種目の中で 2 台支給を認めているか尋ねたところ、認めているが 19 件 (5.04%)、認めていないが 280 件 (74.27%) となった。

### b. 視覚障害者用拡大読書器の支給基準の実態

視覚障害者用拡大読書器に関して、支給ありと回答した市区町村 377 件 (99.74%)

を母数とし、なしと回答した 1 件 (0.26%) のデータを除いて記述統計を算出した。耐用年数は中央値 8 年、最低 4 年から最高 8 年、支給金額は中央値 198,000 円、最低 35,900 円から最高 269,000 円であった。年齢制限に関しては、最も多いのは、学齢児以上 275 件 (72.94%)、次いで年齢制限なし 80 件 (21.22%)、3 歳以上 3 件 (0.80%) で、その他には中学生以上が含まれていた。障害者手帳の等級に関する基準では、最も多かったのは、視覚障害で等級を問わないが 332 件 (88.06%) で、次いで視覚障害 2 級以上 29 件 (7.69%)、視覚聴覚重複障害の 1 件 (0.27%) と基準が示されていた。修理に関して、修理費を支給していると回答したのは、11 件 (2.92%)、支給していないと回答したのは 313 件 (83.02%) で、支給している市区町村に支給金額を尋ねたところ、中央値 198,000 円、最低 198,000 円から最高 198,000 円となった。加えて、同一種目の中で 2 台支給を認めているか尋ねたところ、認めているが 22 件 (5.84%)、認めていないが 276 件 (73.21%) となった。拡大読書器については、市区町村による規定に差異が多く、例えば、一世帯 1 台支給となっているところもあれば、一人 2 台支給となっているところもあった。また、医師の意見書があれば、等級が低くても支給対象になるケースや据え置き型と携帯型の同時支給をしているケースもみられた。

### c. 点字ディスプレイの支給基準の実態

点字ディスプレイに関して、支給ありと回答した市区町村 376 件 (99.47%) を母数とし、なしと回答した 2 件 (0.53%) のデータを除いて記述統計を算出した。耐用年数は中央値 6 年、最低 5 年から最高 10 年、支給金額は中央値 383,500 円、最低 100,000 円から最高 430,000 円であった。年齢制限に関しては、最も多いのは、年齢制限なし 163 件 (43.35%)、次いで 18 歳以上 115 件 (30.59%)、学齢児以上 58 件 (15.43%) で、その他には 3 歳以上、10 歳以上、中学生以上のようなものが含まれていた。障害者手帳の等級に関する基準では、最も多かったのは、視覚聴覚の重複障害 224 件 (59.57%) で、次いで視覚障害 2 級以上 142 件 (37.77%)、視覚障害で等級を問わないが 9 件 (2.39%) でその他にはパソコン本体を所持しており、すでに点字の読み書きができる視覚障害と聴覚障害の重複障害者であることを規定している記述が多くみられた一方で、学習上、社会参加をする上で必要性が認められた場合には、視覚障害のみでも支給するとしている規定もみられた。修理に関して、修理費を支給していると回答したのは、10

件(2.66%)、支給していないと回答したのは316件(84.04%)で、支給している市区町村に支給金額を尋ねたところ、中央値383,500円、最低383,500円から最高383,600円となった。加えて、同一種目の中で2台支給を認めているか尋ねたところ、認めているが19件(5.05%)、認めていないが275件(73.14%)となった。

#### d. 点字タイプライターの支給基準の実態

点字タイプライターに関して、支給ありと回答した市区町村376件(99.47%)を母数とし、なしと回答した2件(0.53%)のデータを除いて記述統計を算出した。耐用年数は中央値5年、最低5年から最高6年、支給金額は中央値63,100円、最低56,790円から最高160,000円であった。年齢制限に関しては、最も多いのは、学齢児以上300件(79.79%)で、次いで年齢制限なし64件(17.02%)であった。障害者手帳の等級に関する基準では、最も多かったのは、視覚障害2級以上360件(95.74%)で、次いで視覚聴覚重複障害の5件(1.33%)、視覚障害で等級を問わないが4件(1.06%)で、その他には点字の読み書きができることを前提とし、視覚障害2級以上の学齢から大人までが支給対象としているところが多かった。修理に関して、修理費を支給していると回答したのは、11件(2.93%)、支給していないと回答したのは318件(84.57%)で、支給している市区町村に支給金額を尋ねたところ、中央値63,100円、最低63,100円から最高63,100円となった。加えて、同一種目の中で2台支給を認めているか尋ねたところ、認めているが19件(5.05%)、認めていないが277件(73.67%)となった。

#### e. 盲人用ポータブルレコーダーの支給基準の実態

盲人用ポータブルレコーダーに関して、支給ありと回答した市区町村374件(99.20%)を母数とし、なしと回答した3件(0.80%)のデータを除いて記述統計を算出した。耐用年数は中央値6年、最低4年から最高8年、支給金額は中央値85,000円、最低35,000円から最高99,800円であった。年齢制限に関しては、最も多いのは、学齢児以上が289件(77.27%)、次いで、年齢制限なし69件(18.45%)、その他には18歳以上2件(0.53%)が含まれていた。障害者手帳の等級に関する基準では、最も多かったのは、視覚障害2級以上353件(94.39%)で、次いで視覚障害の等級を問わない10件(2.67%)、視覚聴覚の重複障害2件(0.53%)であった。修理に関して、修理費を支給していると回

答したのは、11件(2.94%)、支給していないと回答したのは317件(84.76%)で、支給している市区町村に支給金額を尋ねたところ、中央値85,000円、最低35,000円から最高87,550円となった。加えて、同一種目の中で2台支給を認めているか尋ねたところ、認めているが21件(5.61%)、認めていないが276件(73.80%)となった。また、備考での起債としてレコーダーは、拡大読書器や文章読み上げ装置などの区分とともに合算して扱うところもみられた。

#### f. 聴覚障害者用情報受信装置の支給基準の実態

聴覚障害者用情報受信装置に関して、支給ありと回答した市区町村374件(99.20%)を母数とし、なしと回答した3件(0.80%)のデータを除いて記述統計を算出した。耐用年数は中央値6年、最低5年から最高10年、支給金額は中央値88,900円、最低50,000円から最高93,345円であった。年齢制限に関しては、最も多いのは、年齢制限なし271件(72.46%)、次いで学齢児以上23件(6.15%)、3歳以上15件(4.01%)であった。障害者手帳の等級に関する基準では、最も多かったのは、聴覚障害で等級を問わないが324件(86.63%)で、次いで聴覚障害2級以上23件(6.15%)であった。修理に関して、修理費を支給していると回答したのは、11件(2.94%)、支給していないと回答したのは310件(82.89%)で、支給している市区町村に支給金額を尋ねたところ、中央値88,900円、最低71,000円から最高88,900円となった。加えて、同一種目の中で2台支給を認めているか尋ねたところ、認めているが20件(5.35%)、認めていないが273件(72.99%)となった。

#### g. 視覚障害者用活字文書読上げ装置の支給基準の実態

視覚障害者用活字文書読上げ装置に関して、支給ありと回答した市区町村374件(99.20%)を母数とし、なしと回答した3件(0.80%)のデータを除いて記述統計を算出した。耐用年数は中央値6年、最低5年から最高10年、支給金額は中央値99,800円、最低15,000円から最高207,900円であった。年齢制限に関しては、最も多いのは、学齢児以上276件(73.80%)、次いで年齢制限なし75件(20.05%)、18歳以上4件(1.07%)で、その他には3歳以上、中学生以上が含まれていた。障害者手帳の等級に関する基準では、最も多かったのは、視覚障害2級以上351件(93.85%)、次いで、視覚障害で等級を問わないが15

件（4.01%）、視覚聴覚重複障害の5件（1.34%）であった。修理に関して、修理費を支給していると回答したのは、10件（2.67%）、支給していないと回答したのは312件（83.42%）で、支給している市区町村に支給金額を尋ねたところ、中央値99,800円、最低99,800円から最高198,000円となった。加えて、同一種目の中で2台支給を認めているか尋ねたところ、認めているが19件（5.08%）、認めていないが274件（73.26%）となった。備考では一世帯1台とするところや一人1台、一人2台支給など複数の基準が設けられていた。

#### h. 盲人用体温計（音声式）の支給基準の実態

盲人用体温計（音声式）に関して、支給ありと回答した市区町村372件（98.67%）を母数とし、なしと回答した5件（1.33%）のデータを除いて記述統計を算出した。耐用年数は中央値5年、最低5年から最高10年、支給金額は中央値9,000円、最低8,000円から最高18,000円であった。年齢制限に関しては、最も多いのは、学齢児以上260件（69.89%）、次いで年齢制限なし83件（22.31%）、18歳以上7件（1.88%）で、その他には3歳上、中学生以上が含まれていた。障害者手帳の等級に関する基準では、最も多かったのは、視覚障害2級以上362件（97.031%）で、次いで視覚聴覚重複障害の3件（0.81%）と視覚障害で等級を問わないが3件（0.81%）で並んだ、その他には原則、視覚障害世帯であることと記述されているケースが多かった。修理に関して、修理費を支給していると回答したのは、9件（2.42%）、支給していないと回答したのは313件（84.14%）で、支給している市区町村に支給金額を尋ねたところ、中央値9,000円、最低9,000円から最高10,100円となった。加えて、同一種目の中で2台支給を認めているか尋ねたところ、認めているが18件（4.84%）、認めていないが276件（74.19%）となった。

#### i. 聴覚障害者用通信装置の支給基準の実態

聴覚障害者用通信装置に関して、支給ありと回答した市区町村372件（98.67%）を母数とし、なしと回答した5件（1.33%）のデータを除いて記述統計を算出した。耐用年数は中央値5年、最低5年から最高8年、支給金額は中央値71,000円、最低10,000円から最高148,000円であった。年齢制限に関しては、最も多いのは、学齢児以上272件（73.12%）、次いで年齢制限なし79件（21.24%）、18歳以上3件（0.81%）で、その他には3歳以上、中学生以上が含まれ

ていた。障害者手帳の等級に関する基準では、最も多かったのは、聴覚障害で等級を問わないが313件（84.14%）で、次いで聴覚障害2級以上28件（7.53%）、その他には原則、一世帯1台支給とし、手話通訳などのコミュニケーションに困難さがある場合を支給対象とするなどの備考記載がみられた。修理に関して、修理費を支給していると回答したのは、9件（2.42%）、支給していないと回答したのは311件（83.60%）で、支給している市区町村に支給金額を尋ねたところ、中央値71,000円、最低35,000円から最高148,000円となった。加えて、同一種目の中で2台支給を認めているか尋ねたところ、認めているが17件（4.57%）、認めていないが275件（73.92%）となった。

#### j. 盲人用体重計の支給基準の実態

盲人用体重計に関して、支給ありと回答した市区町村372件（98.41%）を母数とし、なしと回答した5件（1.32%）のデータを除いて記述統計を算出した。耐用年数は中央値5年、最低5年から最高10年、支給金額は中央値18,000円、最低9,000円から最高26,000円であった。年齢制限に関しては、最も多いのは、18歳以上122件（32.80%）、次いで年齢制限なし120件（32.26%）、学齢児以上92件（24.73%）で、その他には中学生以上、3歳以上、19歳以上が含まれていた。障害者手帳の等級に関する基準では、最も多かったのは、視覚障害2級以上363件（97.58%）で、次いで、視覚障害で等級を問わないが3件（0.81%）、視覚聴覚重複障害の2件（0.54%）で、その他には原則として視覚障害世帯のみに1台の支給を認めるとしている記述が多くみられた。修理に関して、修理費を支給していると回答したのは、9件（2.42%）、支給していないと回答したのは312件（83.87%）で、支給している市区町村に支給金額を尋ねたところ、中央値18,000円、最低18,000円から最高26,000円となった。加えて、同一種目の中で2台支給を認めているか尋ねたところ、認めているが19件（5.11%）、認めていないが275件（73.92%）となった。

#### k. 聴覚障害者用屋内信号装置の支給基準の実態

聴覚障害者用屋内信号装置に関して、支給ありと回答した市区町村369件（97.88%）を母数とし、なしと回答した8件（2.12%）のデータを除いて記述統計を算出した。耐用年数は中央値10年、最低5年から最高10年、支給金額は中央値87,400円、最低75,600円から最高156,600

円であった。年齢制限に関しては、最も多いのは、年齢制限なし156件(42.28%)、次いで18歳以上143件(38.75%)、学齢児以上21件(5.69%)で、その他には3歳以上、中学生以上、19歳以上、20歳以上が含まれていた。障害者手帳の等級に関する基準では、最も多かったのは、聴覚障害2級以上344件(93.22%)で、次いで聴覚障害で等級を問わないが12件(3.25%)、視覚聴覚重複障害の1件(0.27%)であった。修理に関して、修理費を支給していると回答したのは、10件(2.71%)、支給していないと回答したのは310件(84.01%)で、支給している市区町村に支給金額を尋ねたところ、中央値87,400円、最低87,000円から最高87,400円となった。加えて、同一種目の中で2台支給を認めているか尋ねたところ、認めているが40件(10.84%)、認めていないが274件(74.25%)となった。また、備考に記載されたこととして、以下のような内容があった。支給対象の制限として、世帯全員が聴覚障害者であることや昼間4時間以上独居の時間がある者などの規定を設けているところもあった。また、複数台購入に関しては、支給上限金額内でかつ耐用年数以内であれば複数台支給を認めているとの記述がみられた。

#### 1. 電磁調理器の支給基準の実態

電磁調理器に関して、支給ありと回答した市区町村367件(97.61%)を母数とし、なしと回答した9件(2.39%)のデータを除いて記述統計を算出した。耐用年数は中央値6年、最低5年から最高10年、支給金額は中央値41,000円、最低6,400円から最高45,100円であった。年齢制限に関しては、最も多いのは、18歳以上189件(51.50%)、次いで年齢制限なし119件(32.43%)、学齢児以上9件(2.45%)で、その他には中学生以上、3歳以上、20歳以上、18歳以上65歳未満が含まれていた。障害者手帳の等級に関する基準では、最も多かったのは、視覚障害2級以上353件(96.19%)で、次いで、視覚障害で等級を問わないが2件(0.54%)、視覚聴覚重複障害の1件(0.27%)、その他には原則として一世帯1台、視覚障害世帯のみとしている記述が多くみられた。修理に関して、修理費を支給していると回答したのは、8件(2.18%)、支給していないと回答したのは311件(84.74%)で、支給している市区町村に支給金額を尋ねたところ、中央値41,000円、最低7,000円から最高41,000円となった。加えて、同一種目の中で2台支給を認めているか尋ねたところ、認めて

いるが21件(5.72%)、認めていないが273件(74.39%)となった。

#### m. 歩行時間延長信号機用小型送信機の支給基準の実態

歩行時間延長信号機用小型送信機に関して、支給ありと回答した市区町村364件(96.81%)を母数とし、なしと回答した12件(3.19%)のデータを除いて記述統計を算出した。耐用年数は中央値10年、最低5年から最高10年、支給金額は中央値7,000円、最低6,300円から最高100,000円であった。年齢制限に関しては、最も多いのは、学齢児以上283件(77.75%)、次いで年齢制限なし62件(17.03%)、18歳以上4件(1.10%)で、その他には3歳以上、中学生以上、20歳以上のようなものが含まれていた。障害者手帳の等級に関する基準では、最も多かったのは、視覚障害2級以上350件(96.15%)で、次いで、視覚聴覚重複障害の4件(1.10%)であった。修理に関して、修理費を支給していると回答したのは、9件(2.47%)、支給していないと回答したのは305件(83.79%)で、支給している市区町村に支給金額を尋ねたところ、中央値7,000円、最低7,000円から最高7,000円となった。加えて、同一種目の中で2台支給を認めているか尋ねたところ、認めているが17件(4.67%)、認めていないが270件(74.18%)となった。

#### n. 障害者用パーソナルコンピューター周辺機器及びアプリケーションソフトの支給基準の実態

障害者用パーソナルコンピューター周辺機器及びアプリケーションソフトに関して、支給ありと回答した市区町村356件(94.93%)を母数とし、なしと回答した19件(5.07%)のデータを除いて記述統計を算出した。耐用年数は中央値5年、最低2年から最高10年、支給金額は中央値100,000円、最低50,000円から最高251,000円であった。年齢制限に関しては、最も多いのは、学齢児以上146件(41.01%)、次いで年齢制限なし145件(40.73%)、18歳以上10件(2.81%)、3歳以上4件(1.12%)で、その他には3歳以上、10歳以上が含まれていた。障害者手帳の等級に関する基準では、最も多かったのは、視覚障害2級以上301件(84.55%)で、次いで、視覚障害で等級を問わないが37件(10.39%)で、視覚聴覚重複障害の3件(0.84%)であった。修理に関して、修理費を支給していると回答したのは、9件(2.53%)、支給していないと回答したのは297件(83.43%)で、支給している市区町村に支給金額を尋

ねたところ、中央値 100,000 円、最低 100,000 円から最高 150,000 円となった。加えて、同一種目の中で 2 台支給を認めているか尋ねたところ、認めているが 63 件 (17.70%)、認めていないが 262 件 (73.60%) となった。本種目に関しては、市区町村ごとに詳細な規定を設けているところが多くみられた。具体例としては、原則としてパソコン本体を所持していることやパソコン本体への支給は実施しないこと、アプリやソフトウェアの購入に関して複数購入は認めないことや支給は一回のみとするなどの記載がみられた。

#### o. 点字図書の支給基準の実態

点字図書に関して、耐用年数について具体的な年数は 13 件の回答があり、中央値 1 年、最低 1 年から最高 6 年であった。具体的な支給金額については 6 件の回答があり、中央値 80,000 円、最低 20,000 円から最高 100,000 円であった。これ以降の質問項目は支給ありと回答した市区町村 343 件 (92.95%) を母数とし、なしと回答した 26 件 (7.05%) のデータを除いて記述統計を算出した。年齢制限に関しては、最も多いのは、年齢制限なし 216 件 (62.97%)、次いで学齢児以上 32 件 (9.33%)、18 歳以上 5 件 (1.46%) で、その他には 3 歳以上、首長が別に定めるとあった。障害者手帳の等級に関する基準では、最も多かったのは、視覚障害で等級を問わないが 291 件 (84.84%) で、次いで視覚障害 2 級以上 10 件 (2.92%)、その他には首長が別に定めるといふ基準が示されていた。修理に関して、修理費を支給していると回答したのは、2 件 (0.58%)、支給していないと回答したのは 285 件 (83.09%) で、支給している市区町村に支給金額を尋ねたところ、回答はなかった。加えて、同一種目の中で 2 台支給を認めているか尋ねたところ、認めているが 90 件 (26.24%)、認めていないが 251 件 (73.18%) となった。備考にあった記載では、日常生活用具給付事業とは別に枠を設けているところもあった。視覚障害者手帳 6 級以上から支給を認めているところもあり、一部では拡大文字やデイジー図書なども支給範囲に含まれているところもあった。

#### p. 視覚障害者用地上デジタル対応ラジオの支給基準の実態

視覚障害者用地上デジタル対応ラジオに関して、支給ありと回答した市区町村 159 件 (47.04%) を母数とし、なしと回答した 179 件 (52.96%) のデータを除いて記述統計を算出した。耐用年数は中央値 6 年、最低 5 年から最高 10 年、支給金額は中央

値 29,000 円、最低 8,000 円から最高 100,000 円であった。年齢制限に関しては、最も多いのは、学齢児以上 90 件 (56.60%)、次いで年齢制限なし 45 件 (28.30%)、18 歳以上 11 件 (6.92%) で、その他には 3 歳以上が含まれていた。障害者手帳の等級に関する基準では、最も多かったのは、視覚障害 2 級以上 143 件 (89.94%) で、次いで、視覚障害で等級を問わないが 6 件 (3.77%)、視覚聴覚重複障害の 2 件 (1.26%) であった。修理に関して、修理費を支給していると回答したのは、3 件 (1.89%)、支給していないと回答したのは 138 件 (86.79%) で、支給している市区町村に支給金額を尋ねたところ、中央値 64,500 円、最低 29,000 円から最高 100,000 円となった。加えて、同一種目の中で 2 台支給を認めているか尋ねたところ、認めているが 7 件 (4.40%)、認めていないが 120 件 (75.47%) となった。

#### q. 盲人用血圧計 (音声式) の支給基準の実態

盲人用血圧計 (音声式) に関して、支給ありと回答した市区町村 160 件 (46.65%) を母数とし、なしと回答した 183 件 (53.35%) のデータを除いて記述統計を算出した。耐用年数は中央値 5 年、最低 5 年から最高 6 年、支給金額は中央値 15,000 円、最低 8,000 円から最高 24,170 円であった。年齢制限に関しては、最も多いのは、18 歳以上 59 件 (36.88%)、次いで年齢制限なし 48 件 (30.00%)、学齢児以上 35 件 (21.88%)、3 歳以上 2 件 (1.25%) で、その他には 40 歳以上、中学生以上が含まれていた。障害者手帳の等級に関する基準では、最も多かったのは、視覚障害 2 級以上 151 件 (94.38%) で、次いで、視覚聴覚重複障害の 3 件 (1.88%)、視覚障害で等級を問わないが 1 件 (0.63%) で、その他に多くの場合、日常的に血圧を測定する必要性について医師の意見書が求められており、特に、40 歳未満の場合は意見書が支給決定の根拠資料として用いられていた。修理に関して、修理費を支給していると回答したのは、5 件 (3.13%)、支給していないと回答したのは 138 件 (86.25%) で、支給している市区町村に支給金額を尋ねたところ、中央値 16,500 円、最低 15,000 円から最高 23,500 円となった。加えて、同一種目の中で 2 台支給を認めているか尋ねたところ、認めているが 6 件 (3.75%)、認めていないが 124 件 (77.50%) となった。

#### r. スクリーンリーダーの点字化アプリケーション (ブレイルワークスネオ等) の支給基準の実態

スクリーンリーダーの点字化アプリケーション(ブレイルワークスネオ等)に関して、支給ありと回答した市区町村45件(14.56%)を母数とし、なしと回答した264件(85.44%)のデータを除いて記述統計を算出した。耐用年数は中央値5年、最低3年から最高10年、支給金額は中央値100,000円、最低40,000円から最高200,000円であった。年齢制限に関しては、最も多いのは、学齢児以上18件(40.00%)、次いで年齢制限なし13件(28.89%)で、その他には、3歳以上1件(2.22%)が含まれていた。障害者手帳の等級に関する基準では、最も多かったのは、視覚障害2級以上28件(62.22%)で、次いで、視覚障害で等級を問わないが6件(13.33%)、視覚聴覚重複障害の1件(2.22%)であった。修理に関して、修理費を支給していると回答したのは、1件(2.22%)、支給していないと回答したのは43件(95.56%)で、支給している市区町村に支給金額を尋ねたところ、中央値100,000円、最低100,000円から最高100,000円となった。加えて、同一種目の中で2台支給を認めているか尋ねたところ、認めているが10件(22.22%)、認めていないが38件(84.44%)となった。また、備考には点字化アプリ単独での支給ではなく、パソコン周辺機器や点字情報端末の枠組みの一部として扱われていることが記述されていた。

#### s. 点字情報端末の支給基準の実態

点字情報端末に関して、支給ありと回答した市区町村39件(12.83%)を母数とし、なしと回答した265件(87.17%)のデータを除いて記述統計を算出した。耐用年数は中央値6年、最低5年から最高7年、支給金額は中央値383,500円、最低10,400円から最高383,500円であった。年齢制限に関しては、最も多いのは、年齢制限なし17件(43.59%)、次いで学齢児以上7件(17.95%)で、その他には18歳以上3件(7.69%)が含まれていた。障害者手帳の等級に関する基準では、最も多かったのは、視覚障害2級以上19件(48.72%)で、次いで、視覚障害で等級を問わないが7件(17.95%)、視覚聴覚重複障害の2件(5.13%)であった。修理に関して、修理費を支給していると回答したのは、4件(10.26%)、支給していないと回答したのは28件(71.79%)で、支給している市区町村に支給金額を尋ねたところ、中央値241,150円、最低10,400円から最高383,500円となった。加えて、同一種目の中で2台支給を認めているか尋ねたところ、認めているが5件(12.82%)、認めていないが23件(58.97%)となった。点字

情報端末は、多くの場合、点字ディスプレイの種目に含まれている市区町村がほとんどで、加えて、パソコン周辺機器などとあわせて種目として扱っているところもみられた。

#### t. デジタル補聴援助システム(ロジャー等)の支給基準の実態

デジタル補聴援助システム(ロジャー等)に関して、支給ありと回答した市区町村11件(3.51%)を母数とし、なしと回答した302件(96.49%)のデータを除いて記述統計を算出した。耐用年数は中央値6年、最低5年から最高6年、支給金額は中央値38,200円、最低38,200円から最高360,000円であった。年齢制限に関しては、最も多いのは、学齢児以上10件(90.91%)、次いで年齢制限なし1件(9.09%)であった。障害者手帳の等級に関する基準では、最も多かったのは、聴覚障害4級以上9件(81.82%)で、次いで聴覚障害2級以上1件(9.09%)と基準が示されていた。修理に関して、修理費を支給していると回答したのは、0件(0.00%)、支給していないと回答したのは7件(63.64%)であった。加えて、同一種目の中で2台支給を認めているか尋ねたところ、認めているが0件(0.00%)、認めていないが7件(63.64%)となった。また、備考に記載されたこととして、以下のような内容があった。補聴援助機器は、補装具費支給制度で対応している。日常生活用具制度では対象外であるが、特例補装具として給付される場合がある。

#### 【耐用年数に関する実態の特徴】

ここでは、それぞれの種目について、耐用年数の中央値及び範囲を図で示した(図2)。これをみると、盲人用時計と障害者用パーソナルコンピューター周辺機器とアプリケーションソフトの2種目が特に耐用年数のばらつきがあり、最低2年、最長10年と自治体によって5倍の差があることがわかる。点字タイプライターは最低5年、最長6年とばらつきが少ないが、他は最低と最長で2倍の差がある種目が多数であることがわかる。

#### 【支給金額上限に関する実態の特徴】

ここでは、それぞれの種目について、支給金額上限の中央値及び範囲を対数で示した(図3)。これをみると、特に視覚障害者用活字文書読み上げ装置、聴覚障害者用情報通信装置、歩行時間延長信号機用小型送信機の3つが支給金額上限のばらつきが大きいことがわかる。

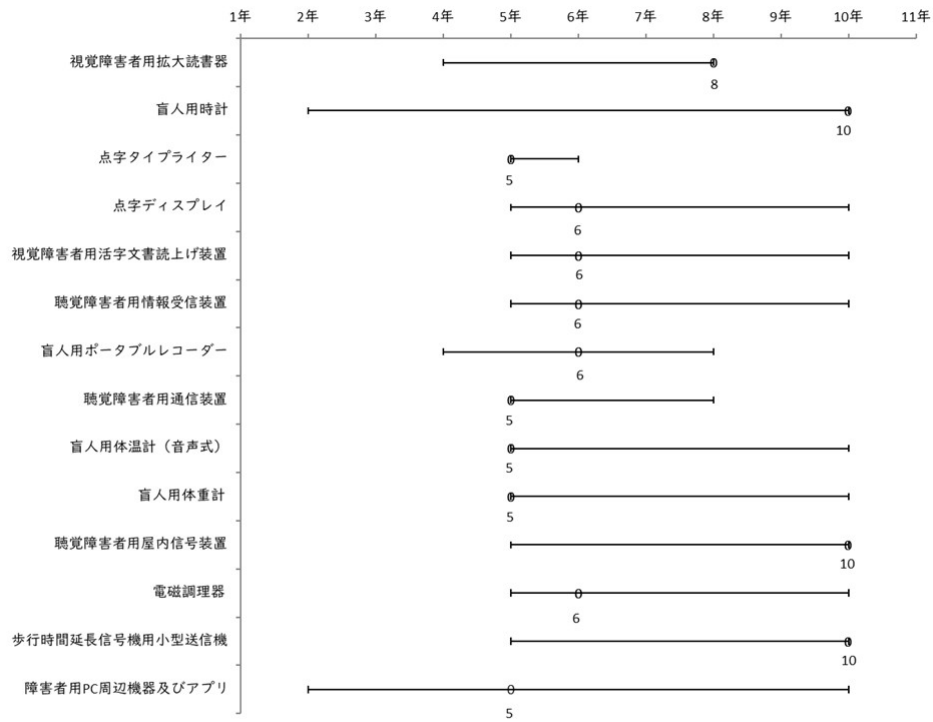


図2：種目別にみた耐用年数の特徴

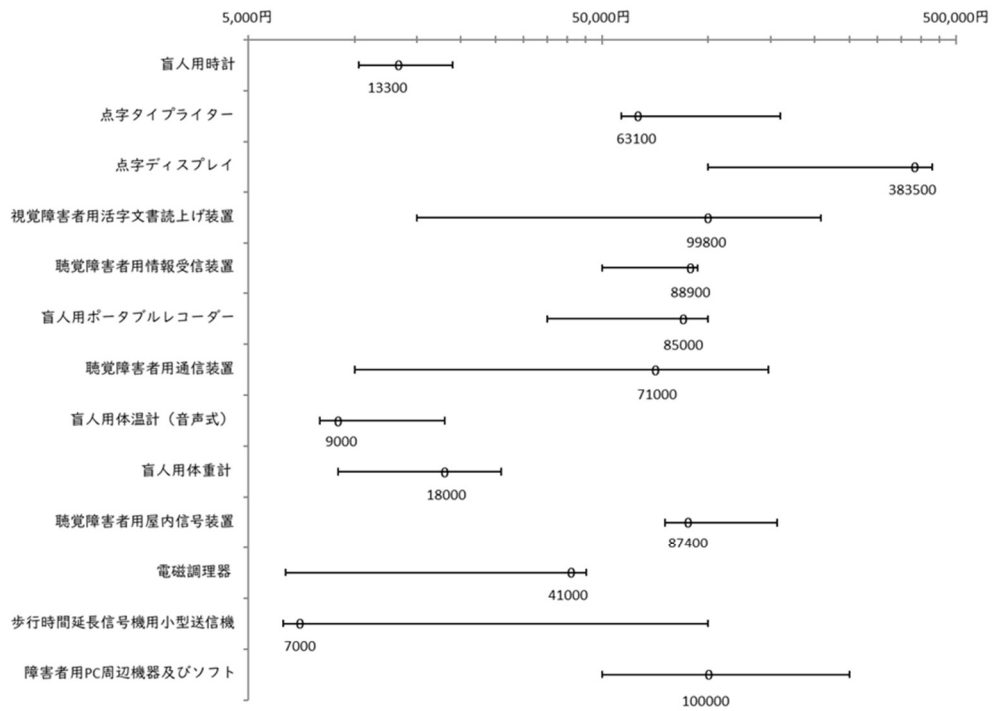


図3：種目別にみた支給金額上限の特徴

【年齢制限のグラフ】

ここでは、それぞれの種目について、年齢制限の割合を積み上げ棒グラフで示した（図4）。これをみると、聴覚障害者用情報受信装置は年齢制限を設けていない自治体が多

の種目よりも多いことがわかる。また、18歳未満への支給を制限している自治体が比較的多い種目は盲人用時計、点字ディスプレイ、盲人用体重計、聴覚障害者用屋内信号装置、電磁調理器であることがわかる。

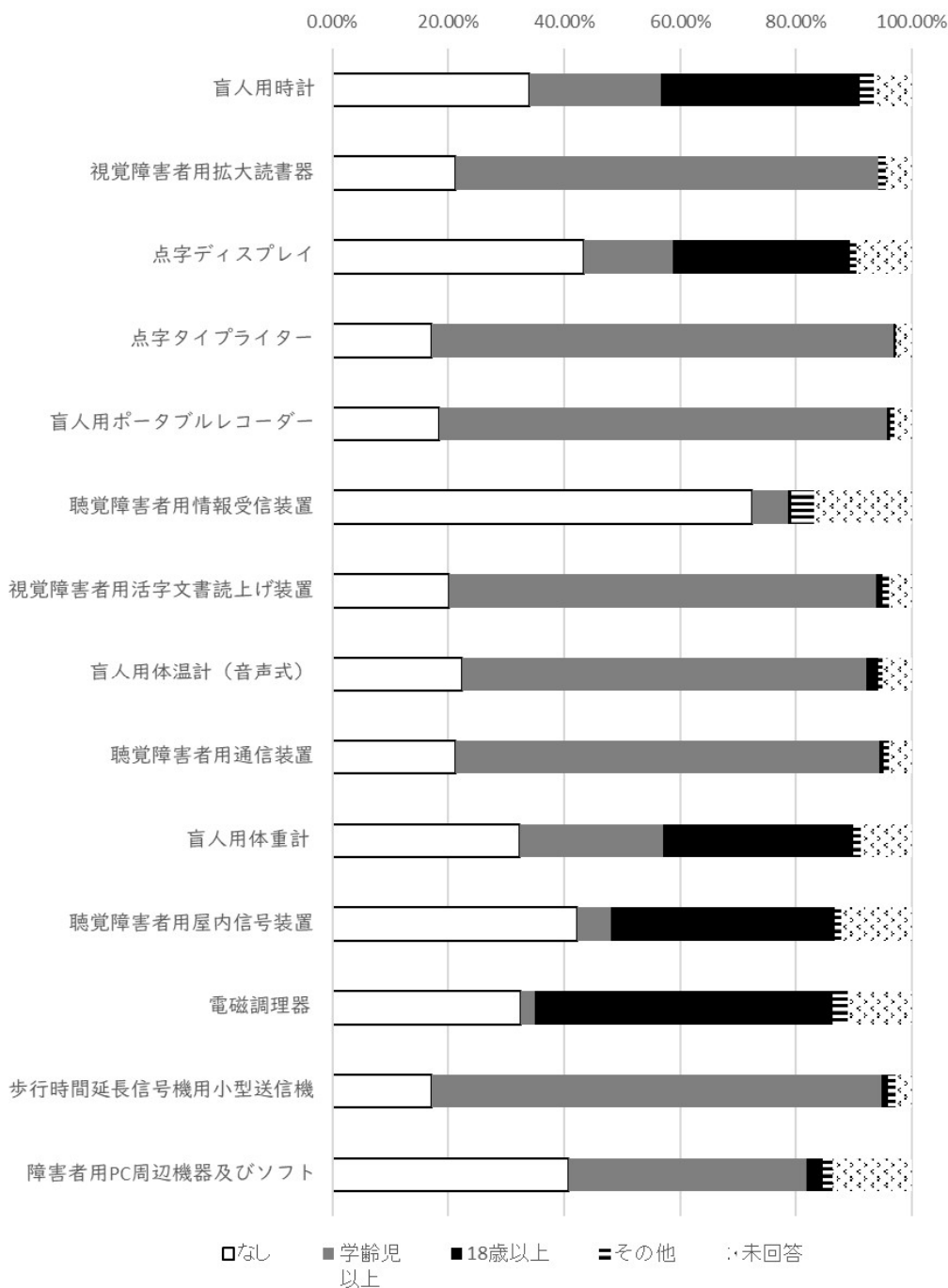


図4：種目別にみた年齢制限の特徴

(3) その他に含まれる日常生活用具として指定されている種目について

上記(問2)で尋ねた日常生活用具以外に、日常生活用具として指定しているものがあるかをたずねたところ、表1のような回答が得られた。なかには、問2に含まれる拡大読書器などが含まれているが、回答者

の認識をそのまま実態として反映するために掲載している。

日常生活用具として、タブレットなどの一般的に使用されているものを指定しているところや防災対策としての日常生活用具を指定しているユニークな取り組みもあった。

表1 その他として日常生活用具に指定されている種目一覧

自動消火器・自動消火装置	障害者用防災ベスト	地震防災用具
火災警報器・火災報知器	障害者用防災リュック	緊急通報装置
ハーネス(盲導犬用)	障がい者用電話	点字器
音声標識ガイド装置	点字読書	点字新聞
音声炊飯ジャー※ニュー福祉機器	視覚障がい者用ワードプロセッサ(共同利用)	視覚障害者用湿度温度計(音声式)
デジタル録音図書読書機	音響案内装置	音声コンパス
点字毎日	点字プリンター	色めがね
視覚障害者用誘導装置	大活字図書・視覚障がい者用大活字図書	ガスコンロ用地震感知安全装置
電子式歩行補助具(パームソナー)・障害物感知センサー(パームソナー)	視覚障害者用ポータブルレコーダー(デジタイズ録音再生機又はデジタイズ再生機と別に規定している)	パーソナルコンピューター(デスクトップ型・ノートブック型・タブレット型)
視覚障害者用音声色彩識別装置	視覚障害者用暗所視支援眼鏡	視覚障害者用音声色柄認識装置
視覚障がい者用物品識別装置	視覚障がい者用テープレコーダー・CDラジカセ	外出補助用具(懐中電灯)
眼鏡装着型文書読上げ装置	視覚障がい者生活支援用具	音声ガイド付き携帯電話
視覚障害者用装着型音声読書器	視覚障害者用電子式歩行補助用具	視覚障害者用音声コード読み上げ補助アダプタ
DAISY図書	拡大鏡	視覚障害者住宅リフォーム
物品認識用具	視覚障がい者用血糖値測定器	音声キッチンスケール
視覚障害者用小型拡大読書器	音声血圧計※ニュー福祉機器での支給	音声タグレコーダー
眼鏡型文字読上げ器	人工内耳音声信号処理装置	聴覚障害者用印字型通信装置
体温計(振動式)	聴覚障害者用映像型通信装置	フラッシュベル
文字放送ラジオ	人工内耳用イヤモールド	補聴器用電池
サウンドマスター	音声拡張器・助聴器	ファックス(貸与)
軽度・中等度難聴児への補聴器購入助成	聴覚障害者用情報受信装置用電池(空気垂鉛電池、充電電池)	聴覚障害者用コミュニケーションツール
聴覚障害者用屋内信号灯	聴覚障害者用目覚時計	火災警報器(連動型)
聴覚障害者用映像型通信装置	人工内耳用電池・充電電池等(カバーシール等を含む)	聴覚障害者用お知らせアラーム

聴覚障害者用携帯信号装置	聴覚障がい者用体温計	福祉電話（貸与）
聴覚障害者用火災警報器	聴覚障がい者用時計	携帯用会話補助装置
電話音量増幅器	聴覚障がい者用情報受信装置	見えるラジオ

#### （４）日常生活用具の種目指定について

日常生活用具については、平成18年の障害者自立支援法施行に伴い、支給する具体的な種目や基準額等を国ではなく市町村が定める必要があることについて、理解していると回答したのは370件（97.88%）、理解していないと回答したのは7件（1.85%）、未回答が1件（0.26%）であった。このうち、未回答を除くと、理解しているのは370件（98.14%）、理解していないが7件（1.86%）となった。

#### （５）日常生活用具の種目の見直し頻度について

日常生活用具の見直しの頻度について尋ねたところ、随時行っているが262件（69.31%）、1年に1回が21件（5.56%）、2年に1回が4件（1.06%）、5年に1回が12件（3.17%）、これまでに見直しを行ったことはないが45件（11.90%）、その他が33件（8.73%）であった（図5）。その他には、県や市区町村のガイドライン変更時にあわせて実施や近隣市区町村の見直し時期にあわせて実施、見直しの実施状況についてはわからない、これまで1度のみ実施したことがあるなどが含まれていた。

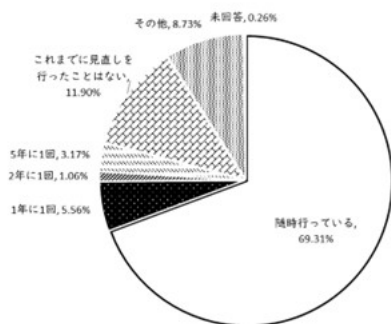


図5：日常生活用具の種目の見直し頻度の分布

#### （６）基準額の見直し頻度について

日常生活用具の基準額の見直しの頻度について尋ねたところ、随時行っているが218件（57.67%）、1年に1回が16件（4.23%）、2年に1回が2件（0.53%）、5年に1回が9件（2.38%）、これまでに見直しを行ったことはないが67件（17.72%）、わからないが3件（0.79%）、その他が33件（8.73%）であった（図6）。その他には、近隣自治体とあわせて実施しているや見直しは行方が

頻度は定めていない、県のガイドラインが変更されたとき、用具の金額が値上がりをしたとき、消費税改定時、過去に一度だけ実施、新しい商品が販売され要望が多い場合、見直しを行ったが基準額の変更には至っていないなどがあげられていた。

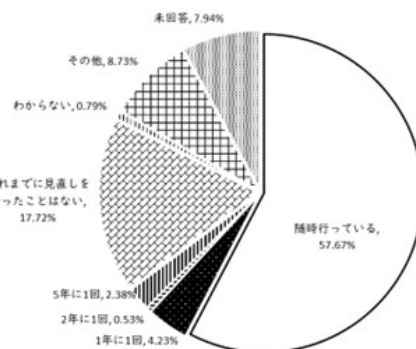


図6：日常生活用具の基準額の見直し頻度の分布

#### （７）見直しを実施する際の困難や課題について

まず、日常生活用具の見直しを実施したことのあると回答した市区町村に対して、見直しを実施する際に困難に感じていることについて自由記述で回答を求めたところ、下記のような回答が得られた。

- ・新しい日常生活用具に関する情報収集に難しさを感じている
- ・新規種目の採用基準がないこと
- ・日常生活用具に該当するかどうか分からないこと
- ・日常生活用具としてすでに指定しているものが一般に普及しているものであったとき
- ・基準額の算定のための根拠がないこと
- ・当事者団体などからの要望に対して、公平性を保ちながら見直しを実施することが難しいこと
- ・要望と予算との調整が難しいこと
- ・種目の追加には、財政部門との調整に時間がかかり困難を感じたこと
- ・基準額の見直しにおいて予算をたてるための見込まれる需要がわからないこと
- ・基準額や新規種目の採用などにおいて、周辺市区町村と連携しながら調整すること
- ・周辺市区町村の実施状況を調べるために時間がかかったこと

- ・周辺市区町村が日常生活用具として指定していない種目を新たに採用することは難しいこと
- ・要綱の改定手順に関するガイドラインがないこと
- ・人員不足により見直しをすることが難しいこと
- ・日常生活用具に関する職員の知識が乏しいために情報収集や様々な検討をする上で時間がかかること

#### (8) 見直しの必要性と課題について

これまで日常生活用具の見直しを一度も行ったことがないと回答した 92 件の市区町村に対して、日常生活用具の見直しの必要性を感じるかについて尋ねたところ、はい 77 件(83.70%)、いいえ 10 件(10.87%)であった(未回答 5 件)。

次に、日常生活の見直しの必要性があると回答した市区町村に対して、見直しを実施する上で困難に感じることを自由記述で回答を求めたところ、下記のような回答が寄せられた。

- ・見直しの基準額の根拠がわからないため、見直しが難しい
- ・新商品が開発される中で多機能なものも多く、どこまで日常生活用具として判断してよいかかわからない
- ・新しい種目を追加する際に、基準額・耐用年数・対象の基準など、それぞれの項目で何を根拠に決定すればよいかかわからない
- ・物価変動をどのように基準額に反映させればよいかかわからない
- ・物価高騰による要望は多数寄せられているが国から基準が示されていないため、見直しができない
- ・物価高騰による当事者団体などからの要望も多く寄せられているが、中核都市の見直し状況にあわせて実施するため、見直しは先送りになっている
- ・見直しを行っても予算の確保ができないため、見直しが難しい
- ・周辺市区町村と足並みをそろえる必要があり、見直しが難しい
- ・周辺市区町村との差が生じないように調整したり、情報収集したりすることが難しい
- ・周辺市区町村が見直しを行ったときと考慮しており、それは周辺市区町村も同様の考えのようで、結果的に見直しが行われていない
- ・広域で基準を決定しているため、単独市区町村での見直しができない
- ・対象者が少ないため、ニーズの把握が難しい
- ・職員不足により見直しを実施する余力がない

・職員に専門的知識があるわけではないので、障害に応じた適切な見直し判断ができないため見直しが難しい

・見直しを経験したことがある職員がおらず、担当レベルでは何をどうしたらよいかもわからないため、見直しを実施することは難しい

・補装具のように、明確な基準がないため業務遂行に困難を感じている

次に、見直しの必要性を感じていないと回答した市区町村に対して、その理由を自由回答で求めた結果、下記のような記述が得られた。

・ニーズが少ないため、改定による波及効果も大きくないことから見直しは実施していない。

・現在の種目や基準額などで対応できているため。

・住民からの見直しの要望がないため。

・国及び都道府県からの補助金が年々減額されており、財源が確保できないため見直しは実施していない。

・種目の見直しの必要性すら市区町村では判断できないため。

#### (9) 盲ろう児者に対する日常生活用具の困難事例について

盲ろう児者に対して日常生活用具を支給する際に、困難を感じる事例があると回答したのは、58 件(15.34%)、ないと回答したのは 312 件(82.54%)、未回答は 8 件(2.12%)であった。このうち、未回答を除いたときの割合は、ある 84.32%、ない 15.68%であった。上記の質問で「ある」と回答した市区町村に対して、具体的な事例を自由記述で回答を求めた。その内容の一部を示した。

・耐用年数が経過していないにも関わらず、故障してしまい、修理が難しいことから再交付した事例があった。日常生活での使用頻度などがわからない中で、再交付するか否かの判断が難しいと感じた。

・耐用年数が過ぎていないが、OS のアップデートによる再交付申請があり、状況を鑑みて再交付をしたことがある。

・年々新しい商品が販売される中で、何が日常生活用具であるのか判断するために時間がかかる。

・対象要件に「視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯」と記されているときに、準ずる世帯であるかどうかの判断が難しい。

・窓口や電話で本人とコミュニケーションがとれないこと

・新生児、納品時などに、手話通訳が必要な場面があるが手話通訳はできないことで困難を感じる

・給付を希望された用具やアプリケーションソフトが厚生労働省告示で定める日常生活用具の要件を満たすものか判断が困難な場合がある。

・多機能な商品に関する申請があったときに、日常生活用具として判断してよいかどうか困難を感じることもある。

・対象者の人数が極めて少ないことから、ニーズの把握が難しいこと。

・日常生活用具として指定していた種目が製造中止となり、基準額内で対応ができないことがわかったため、見直しを行う費用がある。製造中止状態は、申請があつてから判明することが多く、ニーズに迅速に応じることができない。

・耐用年数や修理について要望があるが、これらにどのように対応してよいかわからない。

・日常生活用具として指定されているものに、一般の人にとっても便利な機能が付加されていることがあり、日常生活用具として判断してよいか悩むことがある。

・ほかに優先順位の高い日常生活用具の見直しがあり、いまだに見直し作業に着手できていない種目がある。

・ご本人から見積書を提出してもらったとき、担当職員はその現物を見たこともないため、本当に本人にとって必要であるものなのかの判断ができない。

・パソコン用アプリケーションについて、アプリケーション上の使用期限と要綱上の耐用年数に乖離があるケースの対応に苦慮している。

・盲ろう者の場合、商品の受け取り後に使えるようになるまでの支援も必要で、その調整を業者との間で実施することが難しい。

・そもそも、盲ろう者に適応可能な日常生活用具の種目が少ない。

・給付兼を送付してもご本人には見えないため、ケアマネに送付したことがある。

・代理店の数が減少しており、引き受けてくれる業者の数が年々減っていて支給自体が難しくなっている。

#### (10) 盲ろう者に対する情報提供の方法について

盲ろう者に対する情報提供の方法について尋ねた（複数回答あり）ところ、音声読み上げ対応のアクセシビリティに配慮したウェブページを通じて情報提供を行っているが142件（37.77%）、点字での情報提供を行っているが26件（6.91%）、拡大文字での情報提供を行っているが38件（10.11%）、手話による情報提供を行っているが101件（26.86%）、何も行っていないが113件（30.05%）、その他86件（22.87%）で、その他には、窓口で口頭や筆談で説明を行

っている、電話、FAX、メールなどで問い合わせがあったときに対応している、ダイジェスト版を作って情報提供している、障害者手帳交付の際に本人、あるいは、家族にガイドブックを渡している、盲ろう者は住民として住んでいないため何も行っていないなどが含まれていた。なお、この質問への未回答は2件（0.53%）で、未回答は除き、割合を算出した。

#### (11) 支給した日常生活用具の件数について

令和5年度（2023年度）に盲ろう者に対して日常生活用具の支給を行った件数について尋ねたところ、20件以上が52件（13.76%）、10件以上～20件未満が26件（6.88%）、1～10件未満が154件（40.74%）、0件が132件（34.92%）、その他が14件（3.70%）で、その他には、件数不明、盲ろう者の数を把握していないため件数の算出ができないなどが含まれていた。

#### (12) 日常生活用具に関する要望について

日常生活用具に関する制度について、要望があるか自由記述で尋ねたところ、下記のような回答が得られた。

・見直しを行うにあたり、周辺市区町村との格差が生じないように調整するために膨大な労力がかかるため、最低限の基準額や種目に関する基準を国や都道府県レベルで提示してほしい。

・本制度は地域生活支援事業に位置付けられているが、品目や基準額等の設定に地域性を出す趣旨にそぐわないと考えられる。補装具同様、品目や基準額を国が定める障害福祉サービスに位置付けて欲しい。それが難しければ、国で基準となる品目や基準額を示して欲しい。

・盲ろう者のように数が少ない対象者への支給は、判断が非常に難しいと感じているため事例集のような参考資料がほしい

・「〇〇用装置」といった分類では、具体的にどの用具が対象となるのかが自治体や担当者によっても幅が出るので、具体的な分類（実際に販売されている商品分類）を国が想定しているのか示してほしい。（例：聴覚障害者用情報通信装置→FAX、またはテレビ電話など）

・厚生労働省より、地域生活支援事業の市町村必須事業として定められているが、実績額に対して補助金が満額交付されないため、財政的負担が大きく、対象種目の追加や基準額の見直しを定期的に行うことが難しい。

・国や県で主導的に基準額の調査・研究を行い、自治体に提供いただくと、金額の妥

当性が判断できるため、定期的な実態調査をその結果の開示をしてほしい

- ・ 財政部局との調整において根拠となるような、価格改定等の指針等について提示してもらえると見直しが円滑に進む

- ・ 自治体毎に格差が生じている。国や県が主導して方針を決めるべきと考える。

- ・ 各市町村での要綱の取り扱いで、居住地特例を採用しているところと採用していないところがあり、対応に苦慮する場合がある。

- ・ 市で負担する額が多いこともあり、取り入れる種目に限界があるため、自由度が少ない。

- ・ 日常生活用具の見直しに当たっては、多くの市町村において問6で回答した種目の選定、基準額の妥当性、給付対象者の設定、耐用年数の設定について困難に感じていることと思われるため、現行の厚生労働省の告示以上に明確な基準があると良いのではないか。

- ・ 国の予算の範囲内での補助となっている。その結果、当事業への歳入が全く担保されておらず、見直しのための歳出増の予算要求が困難となっているため、国の財政措置に対して改善を要望する。

#### D. 研究考察

##### (1) 日常生活用具の支給種目の実態と偏在性

本調査により、視覚障害・聴覚障害者に対して広く支給されている日常生活用具種目がある一方で、盲ろう者にとって重要な種目であるスクリーンリーダーの点字化アプリケーションや点字情報端末、デジタル補聴援助システムの支給率が極めて低い実態が明らかとなった。スクリーンリーダーの点字化アプリケーション(14.56%)、点字情報端末(12.83%)、デジタル補聴援助システム(3.51%)は、社会参加に不可欠であるにもかかわらず、支給対象として十分に認識・整備されていない。これは、支給制度が単一障害者を前提とした構造に依拠しているためであり、重複障害である盲ろう者のニーズを捉えきれていない可能性が高い。

##### (2) 支給基準・耐用年数・修理対応における制度の不統一性

種目ごとに設定されている耐用年数、支給金額、年齢制限、障害等級要件などの支給基準には、自治体間で大きなばらつきが確認された。特に点字ディスプレイにおいては、支給の根拠が「視覚障害2級以上」とされる自治体もあれば、「視覚聴覚の重複障害者に限る」とする自治体もある。耐用年数は5~10年、支給金額は10万円から40万円超と、同一種目でありながら支給条件に顕

著な格差が存在する。また、修理費の支給はほとんどの自治体で実施されておらず、使用中の故障時に再支給の可否判断が困難になる例も見受けられた。これは、盲ろう者にとっての継続的な機器使用が制度的に不安定であることを示している。

##### (3) 種目指定・見直しに関する実務上の困難

市区町村が独自に種目や基準額を定める制度設計の下では、見直しに際して職員に高度な判断と調整が求められる。調査結果によれば、多くの自治体が「随時」見直しを行っているという回答したが、その実態は近隣市区町村との調整依存であり、制度的な再評価ではなく消極的な横並び対応に留まっていることが示唆された。特に、「見直したことがない」自治体においては、物価変動や機器の技術進化への対応が困難であることが指摘され、機器の適時な導入・更新が進んでいない。

##### (4) 支給判断と運用上の困難—盲ろう者に特化した事例から

盲ろう者への支給において具体的な困難を経験したとする自治体は少数であるが、そこに示された事例からは、制度運用上の複雑さが浮かび上がる。特に、高額機器の故障やソフトウェアの更新に対応するための再支給可否の判断、種目の曖昧さ、製造中止への対応、利用者との意思疎通の困難など、多くの場面で判断基準・支援体制・技術理解の不足が重なっており、支援の実効性に大きく影響している。対象者数が少ないために標準的対応が整わないという構造的制約も繰り返し示されている。

##### (5) 情報提供体制にみる制度の準備不足

盲ろう者に対する情報提供手段は、「音声読み上げ対応ウェブページ」が最も多く、次いで手話、拡大文字、点字と続くが、「何も行っていない」とした自治体が30%を超えていた。その他、個別対応(口頭、FAX、メール)に依存する例も多く、制度的に標準化された情報保障は整備されていない。これは、自治体が「対象者がいない」と判断した場合に支援体制構築を後回しにする傾向にあり、予防的な整備という観点が欠如していることを示している。

##### (6) 支給件数の少なさと制度の接近可能性

令和5年度の支給件数に関しては、「1~10件未満」が最多であり、「0件」とする自治体も35%に上った。これは、盲ろう者の絶対数の少なさを反映している側面もあるが、それ以上に、制度の存在・内容・申請

方法・判断基準が十分に周知されておらず、対象者のニーズが制度に結びついていない可能性を示している。特に高額機器を対象とする場合には、あらかじめ予算化していなければ対応が困難であるという声もあり、制度の予測的運用が求められているにもかかわらず、実態としては事後的・個別的対応に終始している点が課題である。

#### (7) 制度に対する市区町村の要望にみる構造的制限

自由記述に寄せられた制度改善への要望からは、以下のような構造的問題が明確となった。

- ・種目分類が抽象的で判断に時間がかかる
- ・財政補助が実績ベースであるため予算が確保できない
- ・周辺市区町村との調整負担が大きい
- ・見直しの根拠や価格設定の判断資料が不足している
- ・対象者数が少ない種目を自治体単位で制度化するのは困難

これらの要望は、支援制度の理念と実際の制度設計との間にある構造的な矛盾や非対称性を明示するものであり、制度の持続可能性や公平性の確保にとって大きな課題である。

#### E. 結論

本研究では、盲ろう児者に対する日常生活用具支給制度の現状と課題を、市区町村の運用実態調査および盲ろう当事者への聞き取り調査を通じて明らかにした。これらの結果から、以下のような複合的な制度上の課題が浮かび上がった。

第一に、耐用年数の設定や基準額、対象機器の選定において自治体間の判断が分かれており、居住地によって受けられる支援に著しい格差が生じていることが確認された。特に物価の変動や機器の技術進化に制度が追いつかず、見直しの実施にも多大な労力がかかることから、機器の更新が適切な時期に行われていない実態が示された。

第二に、年齢制限や障害者手帳の等級基準の設定が自治体ごとに異なっており、学齢児への支給や重複障害者への配慮が制度的に担保されていない。高額な点字ディスプレイや情報機器など、社会参加に直結する機器については、予算措置がなされていなければそもそも支給が不可能であるという構造も明らかとなった。

第三に、市区町村の現場では、極めて少人数の盲ろう者への対応が後回しにされやすく、機器の必要性を理解するだけの知識・経験が担当者に蓄積されにくい。これは、人事異動を前提とした行政組織の構造と密接に関係しており、中長期的に制度運用や見直

しを担う専門性の育成が極めて困難な状況にある。

第四に、自治体自身も制度改善への意欲は持っているものの、判断根拠となる基準や価格指針、周辺自治体との格差調整のための支援が乏しいため、実質的に制度の更新・改善が停滞している。とくに盲ろう者のような複合的ニーズを持つ対象に対しては、個別性の高い判断が求められるが、その支援体制が制度的に欠如している。

以上のように、現行制度は制度の存在自体ではなく、それを継続的かつ公平に運用するための専門性・財政性・統一性を欠いていることが、盲ろう者への支援実現を困難にしている根本要因であると考えられた。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

##### 1. 論文発表

なし

##### 2. 学会発表

なし

#### H. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

##### 1. 特許取得

なし

##### 2. 実用新案登録

なし

##### 3. その他

なし

資料1：本調査にご協力いただいた市区町村の一覧

下記は本調査にご協力いただいた市区町村の一覧である。情報は回答に基づき作成した。

都道府県	市町村名	担当課	電話番号
北海道	恵庭市	障がい福祉課	0123-33-3131
北海道	滝川市	福祉課	0125-28-8022
北海道	赤平市	社会福祉課	0125-32-2216
北海道	岩見沢市	福祉課	0126-35-4112
北海道	美唄市	地域福祉課	0126-62-3148
北海道	小樽市	福祉保健部 福祉総合相談室 障害福祉グループ	0134-32-4111
北海道	倶知安町	福祉医療課 社会福祉係	0136-55-6115
北海道	八雲町	保健福祉課	0137-64-2111
北海道	木古内町	保健福祉課 保健推進グループ	0139-22-2122
北海道	福島町	福祉課	0139-47-4682
北海道	伊達市	社会福祉課	0142-82-3193
北海道	室蘭市	障害福祉課	0143-25-1155
北海道	安平町	健康福祉課福祉グループ	0145-29-7071
北海道	日高町	子育て健康課	01456-2-6183
北海道	清里町	保健福祉課 福祉介護グループ	0152-25-3847
北海道	小清水町	保健福祉課福祉介護係	0152-62-4473
北海道	釧路市	障がい福祉課	0154-23-5201
北海道	幕別町	福祉課	0155-54-6612
北海道	芽室町	健康福祉課 障がい福祉係	0155-62-9723
北海道	北見市	保健福祉部 障がい福祉課	0157-25-1136
北海道	稚内市	社会福祉課	0162-23-6453
北海道	名寄市	社会福祉課	01654-3-2111
青森県	青森市	障がい者支援課	017-734-5327
青森県	大鰐町	保健福祉課	0172-55-6568
青森県	五所川原市	福祉政策課	0173-35-2111
青森県	深浦町	福祉課	0173-74-2117
青森県	むつ市	総合福祉課	0175-22-1111
青森県	野辺地町	介護・福祉課	0175-64-2111
青森県	横浜町	福祉課	0175-78-2111
青森県	六戸町	福祉課	0176-55-3111

青森県	五戸町	福祉課	0178-62-2111
秋田県	潟上市	社会福祉課	018-853-5314
秋田県	秋田市	福祉保健部障がい福祉課	018-888-5663
秋田県	能代市	福祉課	0185-89-2153
秋田県	小坂町	福祉課	0186-29-3925
秋田県	大仙市	社会福祉課	0187-63-1111
岩手県	田野畑村	健康福祉課	0194-33-3102
岩手県	軽米町	健康福祉課	0195-46-4736
岩手県	岩手町	健康福祉課	0195-62-2111
岩手県	金ヶ崎町	保健福祉センター 福祉係	0197-44-4560
岩手県	北上市	福祉部 障がい福祉課	0197-72-8214
岩手県	西和賀町	健康福祉課	0197-85-3412
岩手県	花巻市	障がい福祉課	0198-41-3581
宮城県	登米市	生活福祉課	0220-58-5552
宮城県	岩沼市	社会福祉課	0223-23-0509
宮城県	白石市	福祉課	0224-22-1400
宮城県	村田町	健康福祉課	0224-83-6402
宮城県	美里町	健康福祉課	0229-32-2946
宮城県	加美町	保健福祉課 障害福祉係	0229-63-7871
山形県	村山市	福祉課	0237-55-2111
山形県	川西町	福祉介護課	0238-44-6635
福島県	伊達市	社会福祉課	024-575-1274
福島県	郡山市	障がい福祉課	024-924-2381
福島県	喜多方市	社会福祉課	0241-24-5276
福島県	湯川村	住民課	0241-27-8810
福島県	柳津町	町民課	0241-42-2118
福島県	南相馬市	社会福祉課	0244-24-5241
福島県	飯舘村	健康福祉課	0244-42-1633
福島県	棚倉町	健康福祉課	0247-33-2117
福島県	三春町	保険福祉課	0247-62-3166
福島県	白河市	社会福祉課	0248-28-5517
福島県	矢吹町	保健福祉課	0248-44-2300
福島県	天栄村	健康福祉課	0248-82-2115

新潟県	南魚沼市	福祉課	025-773-6667
新潟県	五泉市	健康福祉課	0250-43-3911
新潟県	阿賀野市	社会福祉課	0250-61-2476
新潟県	聖籠町	保健福祉課	0254-27-6511
新潟県	新発田市	社会福祉課	0254-28-9251
新潟県	胎内市	福祉介護課障がい福祉係	0254-43-6111
新潟県	三条市	福祉課	0256-34-5408
新潟県	燕市	社会福祉課	0256-77-8172
新潟県	柏崎市	福祉課	0257-21-2299
新潟県	小千谷市	福祉課	0258-83-3517
長野県	売木村	住民課	0260-28-2311
長野県	長野市	障害福祉課	026-224-8382
長野県	安曇野市	障がい者支援課	0263-71-2083
長野県	飯島町	健康福祉課	0265-86-3111
長野県	諏訪市	社会福祉課	0266-52-4141
長野県	小諸市	福祉課	0267-22-1700
群馬県	前橋市	障害福祉課	027-220-5711
群馬県	安中市	福祉課	027-382-1111
群馬県	藤岡市		0274-22-1211
群馬県	富岡市	福祉課	0274-62-1511
群馬県	太田市	障がい福祉課	0276-47-1828
群馬県	館林市	社会福祉課	0276-47-5128
群馬県	昭和村	健康福祉課	0278-25-3285
群馬県	片品村	保健福祉課	0278-58-2115
群馬県	渋川市	地域包括ケア課	0279-22-2359
栃木県	宇都宮市	障がい福祉課	028-632-2363
栃木県	さくら市	福祉課	028-681-1161
栃木県	栃木市	保健福祉部障がい福祉課	0282-21-2204
栃木県	大田原市	福祉課	0287-23-8921
栃木県	那須町	保健福祉課	0287-72-6917
茨城県	城里町	健康福祉課	029-353-7265
茨城県	阿見町	社会福祉課	029-888-1111
茨城県	筑西市	障がい福祉課	0296-24-2105

茨城県	結城市	社会福祉課	0296-34-0438
茨城県	下妻市	福祉課	0296-43-8352
茨城県	笠間市	社会福祉課	0296-77-1101
茨城県	坂東市	社会福祉課	0297-21-2190
茨城県	守谷市	健幸長寿課	0297-45-1111
茨城県	つくばみらい市	社会福祉課	0297-58-2111
茨城県	利根町	福祉課	0297-68-2211
茨城県	つくば市	福祉部障害福祉課	0298-83-1111
茨城県	稲敷市	社会福祉課	0298-92-2000
茨城県	石岡市	社会福祉課	0299-23-5569
茨城県	かすみがうら市	社会福祉課	0299-59-2111
東京都	豊島区	障害福祉課	03-3981-2141
東京都	墨田区	福祉保健部 障害者福祉課	03-5608-6166
東京都	練馬区	障害者サービス調整担当課障害者給付係	03-5984-1021
埼玉県	入間市	障害者支援課	04-2964-1111
千葉県	流山市	障害者支援課	04-7150-6081
千葉県	柏市	障害福祉課	04-7167-1136
東京都	府中市	障害者福祉課	042-335-4962
東京都	小平市	健康福祉部 障がい者支援課	042-346-9542
東京都	小金井市	自立生活支援課	042-387-9841
東京都	東久留米市	福祉保健部障害福祉課	042-470-7747
東京都	日野市	障害福祉課	042-514-8489
東京都	立川市	福祉部障害福祉課	042-523-2111
東京都	武蔵野市	健康福祉部障害者福祉課	0422-60-1847
千葉県	千葉市	障害者自立支援課	043-245-5173
千葉県	佐倉市	障害福祉課	043-484-4164
千葉県	市原市	障がい者支援課	0436-23-9815
神奈川県	座間市	障がい福祉課	046-252-7132
神奈川県	横須賀市	障害福祉課	046-822-9488
神奈川県	逗子市	障がい福祉課	046-873-1111
神奈川県	藤沢市	障がい者支援課	0466-50-3528
神奈川県	茅ヶ崎市	障がい福祉課	0467-81-7159

千葉県	我孫子市	障害者支援課	04-7185-1111
千葉県	松戸市	障害福祉課	047-366-7348
千葉県	八千代市	障害者支援課	047-421-6741
千葉県	船橋市	障害福祉課	047-436-2309
千葉県	習志野市	障がい福祉課	047-453-9206
千葉県	浦安市	障がい福祉課	047-712-6393
千葉県	南房総市	社会福祉課	0470-36-1151
千葉県	勝浦市	福祉課	0470-73-6619
千葉県	大多喜町	健康福祉課	0470-82-2168
千葉県	茂原市	障害福祉課	0475-20-1666
千葉県	山武市	社会福祉課	0475-80-2614
千葉県	香取市	社会福祉課	0478-50-1252
千葉県	銚子市	社会福祉課	0479-24-8968
千葉県	旭市	社会福祉課	0479-62-5351
千葉県	匝瑳市	福祉課	0479-73-0096
埼玉県	川口市	障害福祉課	048-259-7926
埼玉県	新座市	障がい者福祉課	048-424-2730
埼玉県	志木市	共生社会推進課	048-473-1449
埼玉県	深谷市	福祉健康部	048-571-1011
埼玉県	春日部市	障がい者支援課	048-736-1131
埼玉県	蓮田市	福祉課	048-768-3111
埼玉県	さいたま市	障害福祉課	048-829-6124
埼玉県	草加市	障がい福祉課	048-922-1442
埼玉県	三郷市	障がい福祉課	048-930-7778
埼玉県	松伏町	いきいき福祉課	048-991-1877
埼玉県	八潮市	障がい福祉課	048-996-2964
埼玉県	加須市	障がい者福祉課	0480-62-1111
埼玉県	川越市	障害者福祉課	049-224-6317
埼玉県	坂戸市	障害者福祉課	049-283-1331
埼玉県	毛呂山町	福祉課	049-295-2112
埼玉県	川島町	健康福祉課	049-299-1756
埼玉県	東松山市	障害者福祉課	0493-23-2221
埼玉県	吉見町	長寿福祉課	0493-63-5012

埼玉県	秩父市	障がい者福祉課	0494-27-7331
埼玉県	長瀨町	福祉介護課	0494-69-1105
埼玉県	美里町	介護福祉課	0495-76-5132
愛知県	あま市	障がい福祉課	052-485-5980
愛知県	名古屋市	障害企画課	052-972-2587
静岡県	浜松市	障害保健福祉課	053-457-2863
愛知県	田原市	地域福祉課	0531-23-3697
愛知県	豊橋市	障害福祉課	0532-51-2345
愛知県	豊川市	福祉部障害福祉課	0533-89-2131
静岡県	掛川市	福祉課	0537-21-1139
静岡県	菊川市	福祉課 障がい者福祉係	0537-37-1252
静岡県	磐田市	福祉相談課	0538-37-4919
静岡県	川根本町	健康福祉課	0547-56-2224
静岡県	牧之原市	社会福祉課	0548-23-0072
静岡県	三島市	障がい福祉課	055-983-2612
静岡県	裾野市	総合福祉課	055-995-1820
静岡県	御殿場市	社会福祉課	0550-82-4238
山梨県	山梨市	福祉課障害福祉担当	0553-22-1111
山梨県	大月市	福祉介護課	0554-23-8031
静岡県	伊東市	社会福祉課	0557-32-1533
静岡県	伊豆の国市	健康福祉部福祉事務所	0558-76-8007
愛知県	岡崎市	障がい福祉課	0564-23-6867
愛知県	幸田町	福祉課	0564-62-1111
愛知県	豊田市	障がい福祉課	0565-34-6751
愛知県	弥富市	健康福祉部福祉課	0567-65-1111
愛知県	蟹江町	保険医療課	0567-95-1111
愛知県	北名古屋市	社会福祉課	0568-22-1111
愛知県	犬山市	障害者支援課	0568-44-0321
愛知県	小牧市	障がい福祉課	0568-76-1127
愛知県	春日井市	障がい福祉課	0568-85-6188
愛知県	常滑市	福祉部福祉課	0569-34-7744
愛知県	阿久比町	住民福祉課	0569-48-1111
岐阜県	瑞浪市	社会福祉課	0572-68-2113

岐阜県	可児市	福祉支援課	0574-62-1111
岐阜県	下呂市	社会福祉課	0576-52-3936
岐阜県	高山市	福祉課	0577-35-3356
岐阜県	岐阜市	障がい福祉課	058-214-2135
岐阜県	岐南町	福祉課	058-247-1348
岐阜県	各務原市	社会福祉課	058-383-1126
岐阜県	笠松町	福祉子ども課	058-388-1116
岐阜県	山県市	福祉課	0581-22-6837
岐阜県	垂井町	健康福祉課	0584-22-1151
岐阜県	大垣市	障がい福祉課	0584-47-7298
愛知県	一宮市	障害福祉課	0586-28-9017
愛知県	岩倉市	福祉課	0587-38-5809
三重県	津市	障がい福祉課	059-229-3157
三重県	鈴鹿市	障がい福祉課	059-382-7626
三重県	伊賀市	障がい福祉課	0595-22-9656
三重県	名張市	障害福祉室	0595-63-7591
三重県	玉城町	保健福祉課（地域共生室）	0596-58-7373
三重県	度会町	保健子ども課	0596-62-2413
三重県	尾鷲市	福祉保健課自立支援係	0597-23-8203
三重県	松阪市	障がい福祉課	0598-53-4082
大阪府	大阪市	障がい支援課	06-6208-8076
大阪府	吹田市	障がい福祉室	06-6384-1347
大阪府	豊中市	障害福祉課	06-6858-2748
大阪府	門真市	保健福祉部障がい福祉課	06-6902-6154
大阪府	堺市	障害支援課	072-228-7411
大阪府	松原市	福祉部 障害福祉課	072-337-3115
大阪府	熊取町	障がい福祉課	072-452-6289
大阪府	泉佐野市		072-463-1212
大阪府	泉南市	障害福祉課	072-483-8252
大阪府	高槻市	障がい福祉課	072-674-7164
大阪府	箕面市	健康福祉部障害福祉室	072-727-9506
兵庫県	川西市	福祉部 障害福祉課	072-740-1178
大阪府	池田市	福祉部 障がい福祉課	072-754-6255

兵庫県	猪名川町	福祉課	072-766-8701
大阪府	枚方市	障害企画課	072-841-1152
大阪府	大東市	障害福祉課	072-870-9630
大阪府	四條畷市	障がい福祉課	072-877-2121
大阪府	交野市	障がい福祉課	072-893-6400
大阪府	八尾市	障がい福祉課	072-924-3838
大阪府	羽曳野市	障害福祉課	072-947-3824
大阪府	島本町	健康福祉部 福祉推進課	075-962-7460
大阪府	柏原市	障害福祉課	072-972-1508
大阪府	富田林市	福祉部障害福祉課	0721-25-1000
和歌山県	かつらぎ町	住民福祉課	0736-22-0300
和歌山県	紀の川市	福祉部 障害福祉課	0736-77-2511
和歌山県	美浜町	子育て健康推進課	0738-23-4905
和歌山県	田辺市	障害福祉室	0739-26-4902
奈良県	大和郡山市	障害福祉課	0743-53-1602
奈良県	田原本町	健康福祉課	0744-34-2090
奈良県	桜井市	社会福祉課	0744-42-9111
奈良県	三郷町	住民福祉課	0745-43-7206
奈良県	川西町	福祉こども課	0745-44-2631
奈良県	河合町	福祉政策課	0745-57-0200
奈良県	吉野町	長寿福祉課	0746-32-8856
奈良県	東吉野村	住民福祉課	0746-42-0441
奈良県	五條市	社会福祉課	0747-22-4001
奈良県	下市町	健康福祉課	0747-68-9069
滋賀県	甲賀市	障がい福祉課	0748-69-2161
滋賀県	長浜市	しょうがい福祉課	0749-65-6372
京都府	久御山町	福祉課	075-631-9902
京都府	向日市	障がい者支援課	075-874-3593
京都府	長岡京市	障がい福祉課	075-955-9710
京都府	大山崎町	福祉課	075-956-2101
石川県	野々市市	福祉総務課	076-227-6046
石川県	白山市	障害福祉課	076-274-9526
石川県	内灘町	福祉課	076-286-6703

富山県	富山市	障害福祉課	076-443-2056
富山県	舟橋村	生活環境課	076-464-1121
石川県	加賀市	介護福祉課	0761-72-7985
富山県	黒部市	福祉課	0765-54-2502
富山県	射水市	社会福祉課	0766-51-6626
富山県	氷見市	福祉介護課	0766-74-8113
石川県	宝達志水町	健康福祉課	0767-28-5506
石川県	七尾市	健康福祉部福祉課	0767-53-8464
滋賀県	草津市	障害福祉課	077-561-6972
滋賀県	野洲市	障がい福祉課	077-587-6087
京都府	亀岡市	障がい福祉課	0771-25-5189
京都府	綾部市	障害者支援課	0773-42-4318
京都府	宇治市	障害福祉課	0774-21-0419
福井県	坂井市	社会福祉課	0776-50-3041
兵庫県	明石市	生活支援室 障害福祉課	078-918-1344
兵庫県	姫路市	障害福祉課	079-221-2305
兵庫県	加古川市	福祉部障がい者支援課	079-427-9210
兵庫県	丹波篠山市	社会福祉課	079-552-7102
兵庫県	朝来市	社会福祉課	079-672-6123
兵庫県	高砂市	障がい福祉課	079-443-9027
兵庫県	三木市	障害福祉課	0794-82-2000
兵庫県	豊岡市	健康福祉部 社会福祉課	0796-24-7033
兵庫県	香美町	福祉課	0796-36-1964
兵庫県	芦屋市	障がい福祉課	0797-38-2043
兵庫県	西宮市	生活支援課	0798-35-3157
兵庫県	洲本市	福祉課	0799-22-3332
兵庫県	南あわじ市	市民福祉部福祉課	0799-43-5216
兵庫県	淡路市	地域福祉課	0799-64-2510
広島県	東広島市	障がい福祉課	082-420-0180
広島県	海田町	社会福祉課	082-823-9207
山口県	周防大島町	福祉課	0820-77-5505
広島県	呉市	障害福祉課	0823-25-3135
広島県	北広島町	福祉課	0826-72-7352

山口県	和木町	保健福祉課	0827-52-2195
山口県	下関市	障害者支援課	083-231-1917
山口県	防府市	障害福祉課	0835-25-2387
山口県	宇部市	障害福祉課	0836-34-8314
山口県	長門市	地域福祉課	0837-23-1243
広島県	福山市	障がい福祉課	084-928-1063
広島県	世羅町	福祉課	0847-25-0072
広島県	神石高原町	福祉課	0847-89-3335
島根県	松江市	障がい者福祉課	0852-55-5945
島根県	雲南市	長寿障がい福祉課	0854-40-1042
鳥取県	鳥取市	障がい福祉課	0857-30-8454
岡山県	倉敷市	障がい福祉課	086-426-3305
岡山県	玉野市	福祉政策課	0863-32-5556
徳島県	徳島市	障害福祉課	088-621-5177
徳島県	松茂町	福祉課	088-699-8713
高知県	高知市	障がい福祉課	088-823-9053
徳島県	三好市	福祉事務所 長寿・障害福祉課	0883-72-7610
徳島県	海陽町	長寿福祉人権課	0884-73-4312
徳島県	小松島市	介護福祉課	0885-32-2279
高知県	香美市	福祉事務所	0887-53-3117
高知県	越知町	保健福祉課	0889-26-3211
愛媛県	松山市	障がい福祉課	089-948-6369
愛媛県	伊予市	福祉課	089-982-1121
愛媛県	大洲市	社会福祉課 障がい福祉係	0893-24-1758
福岡県	糸島市	地域福祉課	092-332-2073
福岡県	春日市	福祉支援課	092-584-1111
福岡県	福岡市	障がい者部障がい者支援課	092-711-4985
福岡県	筑紫野市	生活福祉課	092-923-1111
福岡県	粕屋町	介護福祉課	092-938-0229
福岡県	水巻町	福祉課 障がい支援係	093-201-4321
福岡県	岡垣町	福祉課	093-282-1211
福岡県	遠賀町	福祉課 障がい者支援係	093-293-1296
福岡県	北九州市	保健福祉局障害者支援課	093-582-2424

福岡県	行橋市	障がい者支援室	0930-25-1111
福岡県	築上町	保険福祉課 障がい者支援係	0930-56-0300
福岡県	久留米市	健康福祉部障害者福祉課	0942-30-9035
福岡県	みやま市	福祉課	0944-64-1530
福岡県	大川市	福祉事務所 障がい福祉係	0944-85-5532
福岡県	添田町	福祉環境課	0947-82-1232
福岡県	小竹町	福祉課 一般福祉係	0949-62-1219
佐賀県	佐賀市	障がい福祉課	0952-40-7255
佐賀県	多久市	高齢・障害者支援課	0952-75-4823
佐賀県	武雄市	福祉課	0954-23-9235
佐賀県	嬉野市	福祉課	0954-42-3306
佐賀県	鹿島市	福祉課	0954-63-2119
佐賀県	伊万里市	福祉課	0955-23-2156
佐賀県	唐津市	障がい者支援課	0955-72-9150
長崎県	佐世保市	障がい福祉課	0956-24-1111
長崎県	諫早市	障害福祉課	0957-22-1500
長崎県	雲仙市	福祉課	0957-47-7871
長崎県	南島原市	福祉課	0957-73-6651
長崎県	長崎市	障害福祉課	095-829-1141
熊本県	合志市	福祉課	096-248-1144
熊本県	御船町	福祉課	096-282-1342
熊本県	山江村	健康福祉課	0966-23-3978
熊本県	多良木町	福祉課	0966-42-1255
熊本県	水上村	保健福祉課	0966-44-0313
熊本県	あさぎり町	生活福祉課	0966-45-7214
熊本県	水俣市	福祉課	0966-61-1650
熊本県	芦北町	福祉課	0966-83-9670
熊本県	山都町	福祉課	0967-72-1229
熊本県	菊池市	福祉課	0968-25-7213
熊本県	天草市	福祉課	0969-23-1111
大分県	大分市	障害福祉課	097-537-5786
大分県	日田市	社会福祉課	0973-22-8290
大分県	豊後大野市	社会福祉課	0974-22-3083

大分県	日出町	介護福祉課	0977-73-3126
大分県	豊後高田市	社会福祉課	0978-25-6178
沖縄県	糸満市	福祉部 障害福祉課	098-840-8103
沖縄県	南風原町	民生部 保健福祉課	098-889-4416
沖縄県	南城市	福祉課 生きがい推進課	098-917-5341
沖縄県	北谷町	福祉課	098-936-1234
沖縄県	嘉手納町	福祉課 障害福祉係	098-956-1111
沖縄県	うるま市	障がい福祉課	098-973-5452
沖縄県	粟国村	民生課	098-988-2017
沖縄県	大宜味村	住民福祉課	0980-44-3003
沖縄県	宮古島市	障がい福祉課	0980-73-1975
宮崎県	延岡市	障がい福祉課	0982-22-7059
宮崎県	日之影町	町民福祉課	0982-87-3802
宮崎県	西都市	福祉事務所 障害福祉係	0983-43-1206
鹿児島県	枕崎市	福祉課 障害福祉係	0993-76-1197
鹿児島県	南さつま市	福祉課	0993-76-1537
鹿児島県	姶良市	長寿・障害福祉課	0995-55-8140
鹿児島県	霧島市	障害福祉課	0995-64-0855
鹿児島県	出水市	福祉課 障害福祉課係	0996-63-4045

資料2：盲ろう児者に対する日常生活用具の支給及び活用実態の調査  
「質問紙」回答シート

<b>【問1】</b>			
ご担当者様の市区町村名と所属、お問い合わせ用のお電話番号をお答えください。追加資料が必要な場合にご連絡させていただくことがあります。			
都道府県名			
所属（例：○市役所▲課）			
電話番号		-	-

<b>【問2】</b> 以下は、身体障害者福祉法に基づく日常生活用具の一覧です。あなたの市区町村の規定に基づき、以下の項目について支給状況をご回答ください。なお、下記に含まれる項目がホームページ等で公開されている場合は、そのURLを張り付けて回答にかえることができます。なお、耐用年数はホームページに記載があるが、修理に関する項目は公開していないように非公開の情報がある場合は、お手数ですがその部分のみ回答欄にご記入をお願いいたします。	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	2-6	2-7	2-8	2-9			2-10
	支給 種目の 有無	耐用 年数	助成金額 の上限	修理 時の 助成制 度の有 無	修理時の 助成金額 の上限	同時 に複数 支給の 可否	年齢 制限 の有 無	2-7 が有 る場 合、 具 体 的 な 年 齢 制 限	障害者手帳による支給基準について、合致するものに○をつけてください。その他の場合は具体的な内容をご記入ください。 ①視覚障害と聴覚障害の障害者手帳1級・2級を保有している者 ②視覚障害のある聴覚障害者手帳1級・2級を保有している者 ③聴覚を問わず、視覚障害のある聴覚障害者手帳を保有している者 ④その他 ※自由記述			日常生活用具に関するホームページのURL
a. 点字情報端末	年	円		円								
b. 盲人用ポータブルレコーダー	年	円		円								
c. 盲人用時計	年	円		円								
d. 点字タイプライター	年	円		円								
e. 点字ディスプレイ	年	円		円								
f. 盲人用電卓	年	円		円								
g. スクリーンリーダーの半紙アプリケーション【ブレイクウォークスネオ等】	年	円		円								
h. 盲人用体温計（音声式）	年	円		円								
i. 盲人用血圧計（音声式）	年	円		円								
j. 視覚障害者用拡大読書器	年	円		円								
k. 電磁調理器	年	円		円								
l. 盲人用体重計	年	円		円								
m. 点字図書	年	円		円								
n. 歩行時間延長信号機用小型送信機	年	円		円								
o. 視覚障害者用活字文書読上げ装置	年	円		円								
p. 障害者用パーソナルコンピューター周辺機器及びアプリケーションソフト	年	円		円								
q. 視覚障害者用地上デジタル対応ラジオ	年	円		円								
r. 聴覚障害者用通信装置	年	円		円								
s. 聴覚障害者用屋内信号装置	年	円		円								
t. 聴覚障害者用情報受信装置	年	円		円								
u. デジタル補聴機システム（ロジャー等）	年	円		円								

<b>【問3】</b>			
問2・問3でお尋ねした日常生活用具の一覧以外で、視聴覚障害に対して日常生活用具として支給しているものが			
(自由記述欄)			

<b>【問4】</b>			
日常生活用具については、平成18年の障害者自立支援法施行に伴い、支給する具体的な種目や基準額等を国では			
解答欄	【	】	
	1	はい	
	2	いいえ	

<b>【問5】</b>			
日常生活用具の種目の見直しは、どの程度の頻度で行っているか当てはまる番号を1つお答えください。			
解答欄	【	】	
	1	随時行っている	
	2	1年に1回	
	3	2年に1回	
	4	5年に1回	
	5	これまでに見直しを行ったことはない	→問7へ
	6	その他（	）

<b>【問5-2】</b>		日常生活用具の基準額の見直しは、どの程度の頻度で行っているか当てはまる番号を1つお答えください。	
解答欄	【		】
	1	随時行っている	
	2	1年に1回	
	3	2年に1回	
	4	5年に1回	
	5	これまでに見直しを行ったことはない	→問7へ
	6	その他 ( )	
<b>【問6】</b>		上の質問で日常生活用具の見直しをこれまでに実施したことのある方にお伺いします。日常生活用具の見直しを行	
(自由記述欄)			
<b>【問7】</b>		これまでに日常生活用具の見直しを一度も行ったことがない方にお伺いします。日常生活用具の見直しの必要性を	
解答欄	【		】
	1	はい	→問8-1へ
	2	いいえ	→問8-2へ
<b>【問8-1】</b>		上の質問で、「はい」と回答された方にお伺いします。見直しを行うにあたって困難に感じることをお答えくださ	
(自由記述欄)			
<b>【問8-2】</b>		上の質問で、「いいえ」と回答された方にお伺いします。必要性を感じない理由をお答えください。	
(自由記述欄)			
<b>【問9】</b>		盲ろう者に対する日常生活用具の支給に際して、困難な事例の有無について当てはまる番号を1つお答えください。	
解答欄	【		】
	1	ある	
	2	ない	
ある場合は具体的な内容を記載してください。			
(自由記述欄)			
<b>【問10】</b>		盲ろう者に対して、日常生活用具に関する情報提供として該当する番号を全てお答えください。	
解答欄	【		】
	1	音声読み上げ対応のアクセシビリティに配慮したウェブページを通じて情報提供を行っている。	
	2	点字での情報提供を行っている	
	3	拡大文字での情報提供を行っている。	
	4	手話による情報提供を行っている	
	5	何も行っていない	
	6	その他 ( )	



厚生労働行政推進調査事業費（厚生労働科学特別研究事業）

（分担）研究報告書

イギリスにおける盲ろう児者に対する支援機器の支給に関する視察報告

研究代表者 奈良 里紗 国立大学法人大阪教育大学総合教育系特別支援部門准教授

研究要旨

本研究の目的は、イギリスにおける盲ろう児者に対する支援機器の支給制度について、認定基準、支給のプロセス、支給後の活用支援や訓練の実態を現地調査により明らかにすることである。併せて、日本の制度との比較を通じて、制度運用における柔軟性・公平性・専門性の観点から、特徴と課題を整理することを目的とした。2024年11月、ロンドン、バーミンガム、スコットランドの3地域を訪問し、特別支援学校、盲ろう児者の家族、支援団体（Deafblind Scotland、RNIB スコットランド支部）、大学研究者らへのインタビューおよび現地視察を実施した。バーミンガム大学では、MSI（Multiple Sensory Impairment）教員の養成過程についても調査した。得られた情報は、記録・文書資料をもとに内容分析を行った。イギリスでは、盲ろうは「視覚・聴覚の両方に困難を抱え、コミュニケーション・移動・情報アクセスに制約のある状態」として法的に定義されており、進行性の障害も対象とする。支援機器の支給は、MSIなどの専門職によるアセスメントに基づいて、地方自治体と交渉しながら個別予算内で提供される。種目リストにとらわれず、スマートスピーカーや点字ディスプレイ、視線入力装置など、多様な機器が柔軟に支給されていた。また、EHCP（Education, Health and Care Plan）制度により、0歳から25歳までの障害児・者に対して、教育・医療・福祉の連携による包括的な支援が整備されていた。日本の制度では、支給種目が明文化され、点字ディスプレイなどの高額機器の複数支給や修理支給は限定的である。一方イギリスでは、専門的アセスメントに基づく柔軟な運用がなされ、障害の進行に備えた予防的・先制的支援も制度に組み込まれている。MSI教員の存在は、対象者のニーズを適切に把握し、機器の選定・訓練・保護者支援を一体的に行う上で重要な役割を担っていた。本視察により、イギリスの制度は、専門職主導の支援機器提供体制と、教育・福祉・医療の連携による包括的支援が確立されていることが明らかとなった。日本における支援制度との対照により、個別ニーズに応じた柔軟な支援設計の必要性や、専門性のある人材の配置の重要性が浮き彫りとなった。

A. 研究目的

本研究は、イギリスにおける盲ろう児者への支援機器の実態を明らかにすることを目的とする。これにより、国内調査である研究1および研究2で明らかとなった日本の支援制度と比較し、より効果的な支援のあり方を検討することを意図している。

B. 研究方法

（1）調査手続き

本研究は、2024年11月4日から11月17日までの期間にわたって実施された。視察および聞き取り調査は、ロンドンにある特別支援学校や当事者家族のご家庭、バーミンガム大学および同市内にある盲ろう教育を含む特別支援学校、グラスゴーにあるRNIB スコットランド支部、さらにエディンバラに所在する特別支援学校や Deafblind Scotland（デフブライインド・スコットランド）において行われた。

（2）調査内容

調査では、イギリスにおける盲ろう児者に対する支援機器の支給の実態を明らかに

することを目的とし、主に以下の観点から情報を収集した。すなわち、支援機器の支給基準、支給方法、対象となる支援機器の範囲、支給にかかわる手続き、並びに支給制度に関する課題について、関係者へのヒアリングを通じて詳細な聴取を行った。

（倫理面への配慮）

本研究は、大阪教育大学の倫理審査委員会の承認（承認番号：24121）を受けたうえで実施されたものである。視察および聞き取り調査を行った各訪問先に対しては、事前に研究の趣旨を文書および口頭で丁寧の説明し、相手方の同意を得たうえで訪問を行った。各施設においては、録音や写真撮影について、その都度、同意を得てから実施した。

得られたデータについては、個人情報が特定されないよう配慮したうえで分析を行っており、報告にあたって個人や機関が識別されることのないよう十分に留意している。収集した情報は、鍵付きロッカーまたはパスワードで保護された電子ファイルとして厳重に管理している。また、調査協力に

際しては、本研究への協力は任意であり、協力しない場合にもいかなる不利益も生じないことを説明し、同意を得るインフォームド・コンセントを適切に実施した。

なお、一部のインタビュー結果については、事前に同意を得たうえで、発言者の氏名および所属大学名を本報告書に明記することについて許可を得て掲載している。すべての調査活動は、ヘルシンキ宣言に基づき、人権とプライバシーの尊重を基本として倫理的に実施された。

### C. 研究結果

本研究で得られた主な結果は以下の通りである。

わが国においては、視覚障害と聴覚障害が個別に認定され、両方の障害が同時に存在しても重度でなければ盲ろうとしての制度的支援の対象とならない。一方、イングランドでは「盲ろう」とは視力と聴力の両方に低下があり、コミュニケーション、移動、情報へのアクセスに支障がある状態と定義され、進行性の障害も含まれる。たとえ視力や聴力が現在保たれていても、将来的な障害の進行が予想される場合には、早期の支援が開始される仕組みが整っていた。

また、支援の実施において中心的な役割を果たすのが MSI (Multiple Sensory Impairment) 教員である。MSI とは、視覚と聴覚の両方に障害のある子どもたちに対して、個別のニーズに応じた教育的支援と包括的なアプローチを提供するための専門的資格であり、バーミンガム大学では修士課程 (MA in Multi-Sensory Impairment) も設置されている。

わが国では、国が定める補装具、市区町村が定める日常生活用具に基づき支給の可否が判断され、新技術や市販品の導入が難しい。一方イギリスでは、種目リストに基づかず、MSI 等の専門家がアセスメントを行い、当事者のニーズに基づいて地方自治体と交渉して支給が決定される。スマートスピーカーのような市販製品も、生活の質向上に寄与すると判断されれば支給対象となる。

ただし、専門家の不足や申請が一度で通らない場合が多く、専門家チームや当事者団体との連携による継続的な働きかけが不可欠であった。MSI 教員の養成プログラムでは、支援機器の導入に必要な法制度や交渉戦略についての授業も実施されていた。

また、イギリスでは視覚・聴覚の障害が確定していなくても、将来的な進行が予測される場合に支給が可能である。0 歳から 25 歳を対象とした EHCP (Education, Health and Care Plan) 制度により、個別の支援計画と予算が生まれ、その中で点字

ディスプレイやプリンター等の支援機器が整備される。支援機器は学校側が予算で購入し、原則として家庭への持ち出しは不可であるが、複数台支給や修理も予算内で実施可能であった。

白杖については、リハビリテーションワーカーのアセスメント後に ID 付きの白杖が貸与され、転居時には返還し、新しい自治体で再貸与を受ける方式が取られていた。

今回の視察では、バーミンガム大学の Hester Richardson 氏との意見交換も行った。彼女はイギリスにおける盲ろう教育の最前線で活躍する研究者であり、教員養成セミナーでは先天性盲ろうの高校生が登壇し、地域の学校で学ぶ難しさや支援、夢について語った。Hester 氏は繰り返し、盲ろう児に対する教育では、環境調整とカリキュラムへの公平なアクセスを保証することの重要性を強調し、MSI、担任教師、ティーチングアシスタント (TA) が対等な関係でチーム支援することの意義を訴えていた。

### D. 考察

本研究を通じて、イギリスにおける盲ろう児者への支援機器の支給は、「進行性障害の想定」「支援リストなき柔軟な制度設計」「専門家による交渉と法的裏付けの実践」に基づいて行われていることが明らかとなった。

わが国においても、個々の障害程度にのみ基づいた機器支給基準を再考し、障害が顕在化する前から支援を始める「予防的・先制的」視点を取り入れる必要がある。また、専門家チームによる総合的アセスメントと、当事者の意思に基づいた個別支援計画の策定が求められる。

さらに、MSI のような専門職の育成・配置体制の強化とともに、福祉・教育・医療が一体となって支援する仕組みの構築が、持続可能な支援体制につながると思われる。

### E. 結論

イギリスにおける盲ろう児者への支援機器の提供は、MSI (Multiple Sensory Impairment) 資格を持つ専門職による個別アセスメントに基づいて行われており、種目に限定されない柔軟な支給が特徴である。また、EHCP (Education, Health and Care Plan) 制度の下で、教育・医療・福祉が連携し、予防的かつ包括的な支援が実現されている。

これに対して、日本では「盲ろう」という障害概念が視覚障害と聴覚障害の重複として扱われており、独立した障害特性としての理解や制度的位置づけが十分ではな

い。さらに、MSIのような専門職の制度が存在せず、専門的なアセスメント体制の構築が難しいという構造的な課題がある。一方で、日本には「日常生活用具」という制度的枠組みが存在しており、比較的専門性が高くなくても一定の支援機器の支給が可能となる体制が整備されている点は評価できる。

しかしながら、実際の運用においては、点字ディスプレイなどの高額用具の複数支給や修理対応が限定的であること、個別ニーズに応じた柔軟な支給判断が十分に行われていない実態がある。今後は、イギリスの事例を参考にしながら、日本における「盲ろう」の定義の再検討、専門人材の育成、制度の柔軟性向上を含めたより適切な制度設計への改善が求められる。

#### 参考資料

NHS:

<https://www.nhs.uk/conditions/deafblindness/>

Deafblind UK:

[https://deafblind.org.uk/get\\_support/what-is-deafblindness/](https://deafblind.org.uk/get_support/what-is-deafblindness/)

Sense:

<https://www.sense.org.uk/information-and-advice/conditions/deafblindness/>

University of Birmingham (MSI MA):

<https://www.birmingham.ac.uk/study/postgraduate/subjects/teacher-education-courses/multi-sensory-impairment-ma>

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

#### H. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書 籍 名	出版社名	出版地	出版年	ページ
該当なし							

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
該当なし					

厚生労働大臣  
~~(国立医薬品食品衛生研究所長) 殿~~  
~~(国立保健医療科学院長)~~

機関名 国立大学法人大阪教育大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 岡本 幾子

次の職員の6年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 厚生労働科学特別研究事業
2. 研究課題名 盲ろう児者に対する日常生活用具の支給及び活用実態の調査
3. 研究者名 (所属部署・職名) 総合教育系 准教授  
 (氏名・フリガナ) 奈良 里紗(ナラ リサ)

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称: )	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	大阪教育大学倫理委員会	<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関: )
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容: )

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。  
 ・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

厚生労働大臣  
~~(国立医薬品食品衛生研究所長)~~ 殿  
~~(国立保健医療科学院長)~~

機関名 国立大学法人山形大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 玉手 英利

次の職員の令和6年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 厚生労働科学特別研究事業
2. 研究課題名 盲ろう児者に対する日常生活用具の支給及び活用実態の調査
3. 研究者名 (所属部署・職名) 地域教育文化学部・准教授  
 (氏名・フリガナ) 池田 彩乃 (イケダ アヤノ)

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称: 生命科学・医学系以外の人を対象とする研究に関する倫理指針 )	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	山形大学地域教育文化学部 倫理委員会	<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関: )
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容: )

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。  
 ・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。